

令和 7 年度

大気汚染及び水質汚濁等の状況

令和 8 年 8 月

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

目 次

I 測定結果の概要	1	(11) 志太水域(河川)	66
II 大気汚染の状況		(12) 大井川水域(河川)	67
1 大気汚染の概況		(13) 榛南小笠水域(河川)	68
(1) 大気汚染の監視	3	(14) 太田川水域(河川)	69
(2) 環境基準	5	(15) 天竜川水域(河川・湖沼)	70
(3) 環境基準の達成状況	6	(16) 馬込川水域(河川)	71
2 汚染物質別の大気汚染の状況		(17) 浜名湖水域(海域・河川・湖沼)	72
(1) 二酸化硫黄	7	(18) 梅田川水域(河川)	76
(2) 二酸化窒素	8	(19) 遠州灘水域(海域)	77
(3) 一酸化炭素	9	3 地下水の水質汚濁の状況	
(4) 浮遊粒子状物質	10	(1) 地下水の監視	78
(5) 光化学オキシダント	11	(2) 環境基準	79
(6) 微小粒子状物質	12	(3) 測定値及び環境基準の達成状況	79
(7) 非メタン炭化水素	13	V ダイオキシン類の状況	
3 大気測定局測定結果		1 ダイオキシン類の環境調査	89
(1) 一般環境大気測定局	15	2 ダイオキシン類に係る環境基準	89
(2) 自動車排出ガス測定局	21	3 環境基準の達成状況	89
III 有害大気汚染物質の状況		4 ダイオキシン類環境調査結果	90
1 有害大気汚染物質の概況		VI 未規制化学物質等の状況	
(1) 調査概要	24	1 調査概要	96
(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準	24	2 調査物質	96
(3) 環境基準の達成状況	25	3 調査地点及び調査対象	96
2 PRTR 制度対象化学物質の状況		4 調査結果	96
(1) 調査概要	28	VII 自動車騒音の状況	
(2) 調査結果	28	1 自動車騒音の常時監視	98
IV 水質汚濁の状況		2 道路に面する地域の環境基準	98
1 公共用水域の水質汚濁の概要		3 自動車騒音の常時監視結果	
(1) 公共用水域の監視	29	(1) 面的評価	99
(2) 環境基準	30	(2) 騒音測定地点における測定結果	102
(3) 環境基準の達成状況	38	VIII 航空機騒音の状況	
(4) 水質の現況と推移	45	1 航空機騒音の監視	105
2 水域別の水質汚濁の状況		2 航空機騒音の環境基準	105
(1) 伊豆水域(河川・湖沼)	55	3 航空機騒音の調査結果	106
(2) 伊豆沿岸水域(海域)	56	IX 新幹線鉄道騒音の状況	
(3) 鮎沢川水域(河川)	57	1 新幹線鉄道騒音の監視	107
(4) 狩野川水域(河川)	58	2 新幹線鉄道騒音の環境基準	107
(5) 田子の浦水域(河川)	59	3 新幹線鉄道騒音の調査結果	108
(6) 富士川水域(河川・湖沼)	60	X 新幹線鉄道振動の状況	
(7) 奥駿河湾水域(河川)	61	1 新幹線鉄道振動の監視	109
(8) 奥駿河湾水域(海域)	62	2 新幹線鉄道振動の指針値	109
(9) 西駿河湾水域(海域)	64	3 新幹線鉄道振動の調査結果	109
(10) 静岡水域(河川)	65		

I 測定結果の概要

※ 1 大気汚染の状況の()内の数字は有効測定局数(光化学オキシダントは測定局数)を示す。

※ その他の()内の数字は測定地点数を示す。

1 大気汚染の状況

(1) 一般環境大気測定局

二酸化硫黄(23)、二酸化窒素(37)、一酸化炭素(3)、浮遊粒子状物質(39)及び微小粒子状物質(31)については、全ての有効測定局(年間6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上測定した局)で環境基準を達成した。光化学オキシダント(43)は依然として43局全てで環境基準を達成しなかった。

(2) 自動車排出ガス測定局

二酸化硫黄(1)、二酸化窒素(9)、一酸化炭素(9)、浮遊粒子状物質(10)及び微小粒子状物質(7)は、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

2 有害大気汚染物質の状況

(1) 有害大気汚染物質

ベンゼン(14)、トリクロロエチレン(14)、テトラクロロエチレン(14)及びジクロロメタン(14)は、全ての測定地点で環境基準を達成した。

(2) PRTR 対象物質

PRTR 対象物質の調査では、測定した10物質が全ての調査地点(6)で検出された。トルエンが最も高濃度で検出され、ジクロロメタン、総キシレンの順に濃度が高かった。

3 水質汚濁の状況

(1) 公共用水域

生活環境の保全に関する項目の河川におけるBOD、湖沼・海域におけるCODは、河川(64)の62地点、湖沼(2)の1地点、海域(54)の50地点で環境基準を達成した。

浜名湖の全窒素及び全リンについては、全水域(3)で環境基準を達成した。また、佐久間ダム貯水池の全リンは環境基準を達成した。

人の健康の保護に関する項目については、全測定地点(133)で環境基準を達成した。

(2) 地下水

地下水の概況を把握するための環境モニタリング調査(41)では、2地点で環境基準を達成しなかった。

これまでの調査で環境基準を達成しなかった地区を継続監視するため実施している定点モニタリング調査では36地区125地点のうち25地区39地点で環境基準を達成しなかった。

4 ダイオキシン類の状況

大気(21)、地下水(14)、水質(37)、土壌(15)及び底質(35)について、全地点で環境基準を達成した。

5 未規制化学物質等の状況

主要な 27 河川 (33) の水質について、難分解性の 2 物質を調査し、全ての地点で水環境に係る指針値未満であった。

6 自動車騒音の状況

面的評価では、道路 (総延長 2,471.4km) に面する地域の住居等 (258,430 戸) のうち、昼間及び夜間とも環境基準を達成したのは 98.8%であり、昼間のみは 0.6%、夜間のみは 0.3%であった。

7 航空機騒音の状況

航空自衛隊静浜基地 (2) 及び航空自衛隊浜松基地 (2) において騒音測定を実施した結果、全測定地点で環境基準を達成した。

8 新幹線鉄道騒音の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25m の地点 (25) のうち、14 地点 (56.0%) で環境基準を達成した。

9 新幹線鉄道振動の状況

新幹線沿線地域の軌道から 25m の地点 (9) のうち、全地点で指針値に適合した。

Ⅱ 大気汚染の状況

1 大気汚染の概況

(1) 大気汚染の監視

大気汚染防止法第 22 条の規定により、県及び大気汚染防止法の政令市（静岡市、浜松市）は、大気汚染の常時監視を実施し、他の市町においてもそれぞれの地域の状況に応じて監視を実施している。常時監視項目と測定局数は、次の表のとおりである。また、監視地点は、図Ⅱ－１のとおりである。

表Ⅱ－１－(1) 大気環境監視項目ごとの一般環境大気測定局数（※１）

監視機関 監視項目	県	政令市（※２）		その他 市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	10(10)	5(5)	4(4)	6(4)	25(23)
二酸化窒素	19(12)	9(9)	7(7)	10(9)	45(37)
一酸化炭素	－(－)	1(1)	1(1)	2(1)	4(3)
浮遊粒子状物質	15(13)	9(9)	6(6)	12(11)	42(39)
微小粒子状物質	19(17)	8(8)	6(6)	－(－)	33(31)
光化学オキシダント	19	11	9	4	43
非メタン炭化水素	6	3	3	2	14
計	88	46	36	36	206

※１ 表の数字は、令和 7 年度の中で廃止及び設置した測定局分を含む。

※２ 大気汚染防止法第 31 条に基づく政令市である。

※ （ ）内の数字は有効測定局数である。

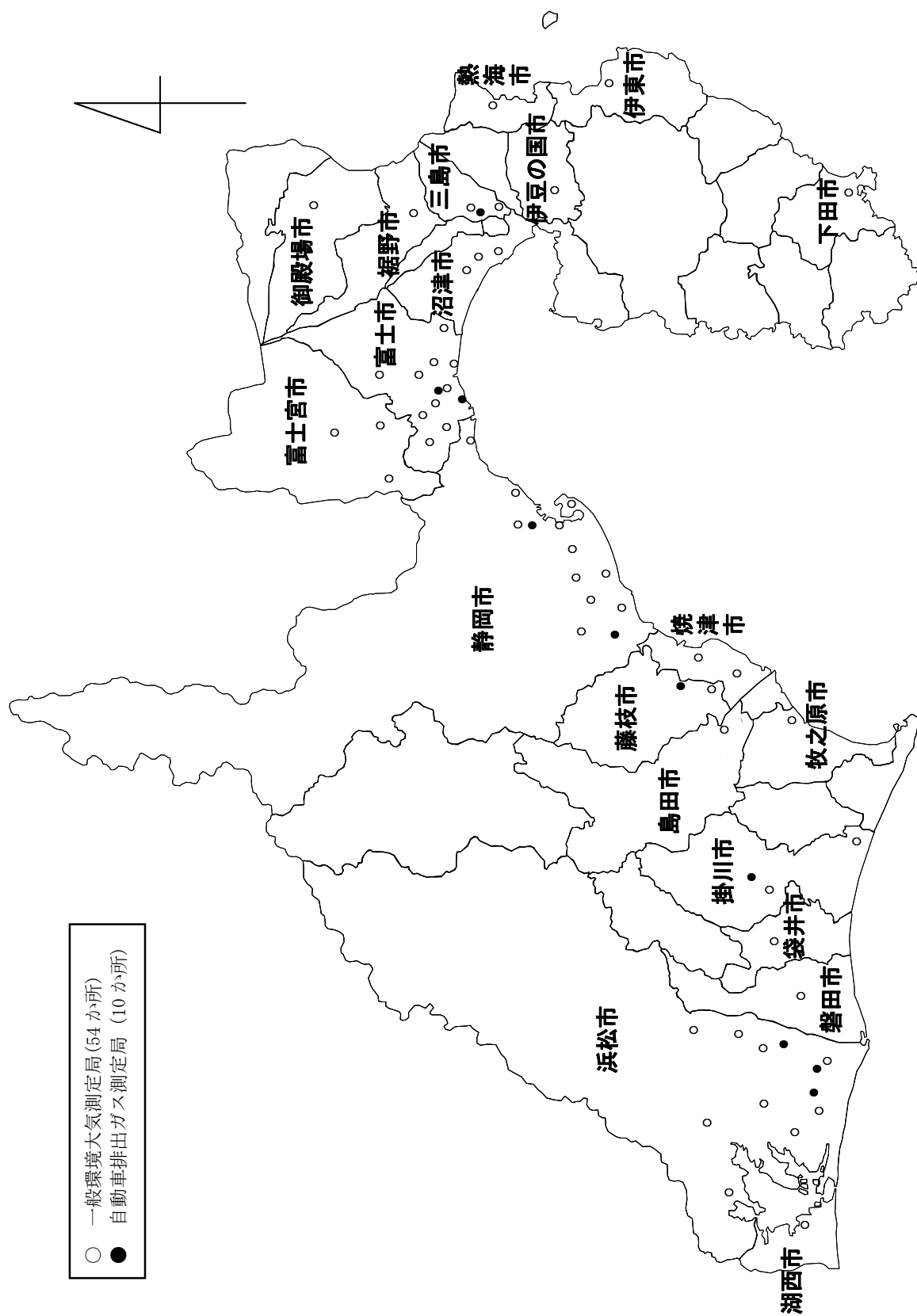
表Ⅱ－１－(2) 大気環境監視項目ごとの自動車排出ガス測定局数（※１）

監視機関 監視項目	県	政令市（※２）		その他 市町	計
		静岡市	浜松市		
二酸化硫黄	－(－)	1(1)	－(－)	－(－)	1(1)
二酸化窒素	3(2)	2(2)	3(3)	2(2)	10(9)
一酸化炭素	3(3)	2(2)	2(2)	2(2)	9(9)
浮遊粒子状物質	3(3)	2(2)	3(3)	2(2)	10(10)
微小粒子状物質	3(3)	1(1)	3(3)	－(－)	7(7)
光化学オキシダント	－	－	－	－	－
非メタン炭化水素	3	2	2	2	9
計	15	10	13	8	46

※１ 表の数字は、令和 7 年度の中で廃止及び設置した測定局分を含む。

※２ 大気汚染防止法第 31 条に基づく政令市である。

※ （ ）内の数字は有効測定局数である。



図Ⅱ-1 大気環境監視地点

(2) 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント及び微小粒子状物質についての環境基準が表Ⅱ－２のとおり定められている。

表Ⅱ－２ 大気環境に係る環境基準と評価の方法

項目	環境基準	評価の方法	
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.04 ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.04 ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	長期的評価	1 日平均値の年間 98 % 値が 0.06ppm を超えないこと。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 10ppm 以下であること。ただし、1 日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	短期的評価	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。
		長期的評価	1 日平均値の年間 2 % 除外値が 0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1 日平均値が 0.10mg/m ³ を超えた日が 2 日以上連続しないこと。
光化学オキシダント (O _x)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	短期的評価	昼間（5 時から 20 時まで）の 1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。	長期的評価	年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98 % に相当するもの（1 日平均値の年間 98 % 値）が 35 μg/m ³ 以下であること。（短期基準）
			1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であること。（長期基準）

- (注) 1 1 日平均値は、1 時間値の欠測が 1 日（24 時間）のうち 4 時間を超える場合には、評価の対象としない。
- 2 年間の測定時間数が 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）に満たない測定局については、長期的評価において評価の対象としない。
- 3 光化学オキシダントについては、令和 7 年度時点の環境基準で評価する。

(3) 環境基準の達成状況

一般環境大気測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

一方、光化学オキシダントについては、依然として全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

自動車排出ガス測定局では、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質について、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

大気環境に係る環境基準の達成状況は、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質については長期的評価で行い、光化学オキシダントについては短期的評価で行った。

表Ⅱ－３－(1) 一般環境大気測定局における環境基準の達成状況

物質名 項 目		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (O ₃)
7 年 度	測 定 局 数	25	45	4	42	33	43
	有効測定局数	23	37	3	39	31	—
	達成測定局数	23	37	3	39	31	0
	達成率（％）	100	100	100	100	100	0
6 年 度	測 定 局 数	25	45	4	42	33	43
	有効測定局数	23	43	3	42	32	—
	達成測定局数	23	43	3	42	32	0
	達成率（％）	100	100	100	100	100	0

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局（光化学オキシダントを除く。）をいう。

表Ⅱ－３－(2) 自動車排出ガス測定局における環境基準の達成状況

物質名 項 目		二酸化硫黄 (SO ₂)	二酸化窒素 (NO ₂)	一酸化炭素 (CO)	浮遊粒子状 物質 (SPM)	微小粒子状 物質 (PM2.5)	光化学 オキシダント (O ₃)
7 年 度	測 定 局 数	1	10	9	10	7	—
	有効測定局数	1	9	9	10	7	—
	達成測定局数	1	9	9	10	7	—
	達成率（％）	100	100	100	100	100	—
6 年 度	測 定 局 数	1	10	9	10	7	—
	有効測定局数	1	10	9	10	7	—
	達成測定局数	1	10	9	10	7	—
	達成率（％）	100	100	100	100	100	—

(注) 有効測定局とは、年間 6,000 時間（微小粒子状物質は 250 日）以上測定した局（光化学オキシダントを除く。）をいう。

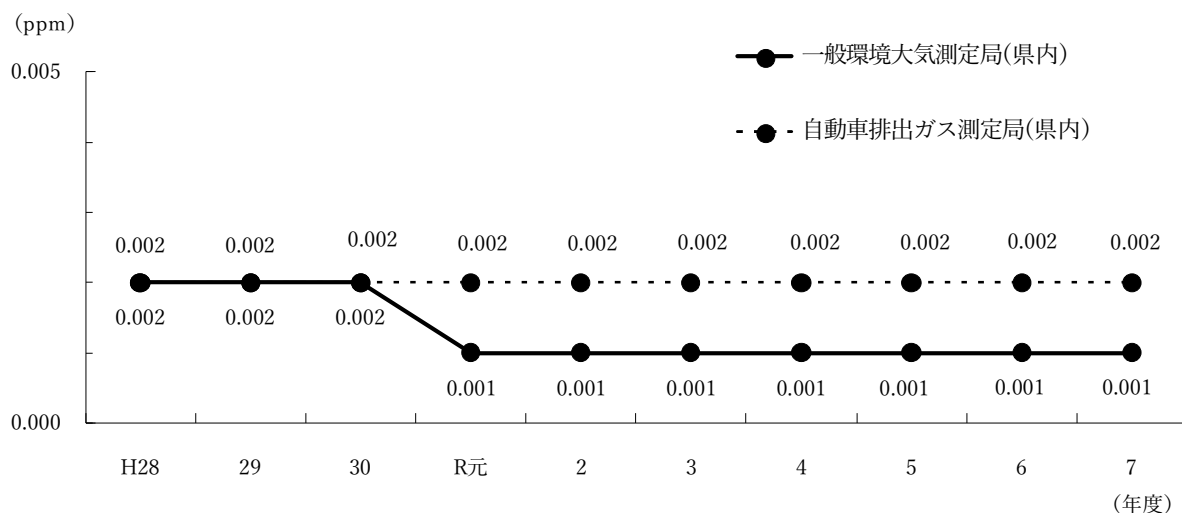
2 汚染物質別の大気汚染の状況

(1) 二酸化硫黄

二酸化硫黄については、一般環境大気測定局 25 局（有効測定局 23 局）、自動車排出ガス測定局 1 局（有効測定局 1 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.001 ppm、自動車排出ガス測定局は 0.002 ppm で、近年においては、ほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－2 及び表Ⅱ－4 のとおりである。



図Ⅱ－2 二酸化硫黄の経年変化（有効測定局平均）

表Ⅱ－4－(1) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	33	31	33	30	27	28	26	27	23	23
達成局数	33	31	33	30	27	28	26	27	23	23
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－4－(2) 二酸化硫黄の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

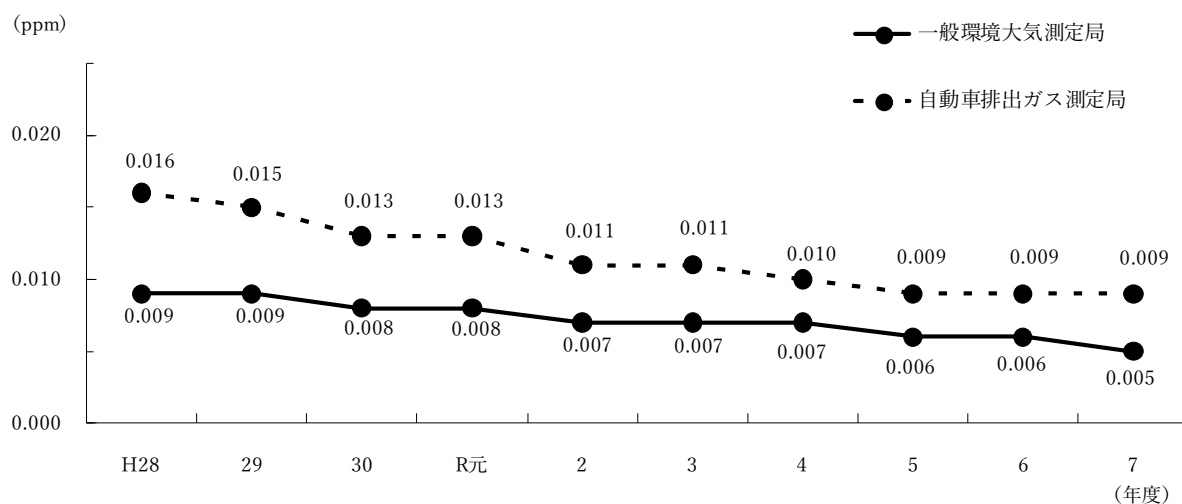
年度 項目	H28	H29	H30	R 元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成局数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(2) 二酸化窒素

二酸化窒素については、一般環境大気測定局 45 局（有効測定局 37 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 9 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値は、一般環境大気測定局は 0.005 ppm であり、また自動車排出ガス測定局は 0.009 ppm と、いずれの値とも、近年においてはわずかながら減少傾向を示している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－3 及び表Ⅱ－5 のとおりである。



図Ⅱ－3 二酸化窒素の経年変化（有効測定局平均）

表Ⅱ－5－(1) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	46	47	46	45	43	45	46	45	43	37
達成局数	46	47	46	45	43	45	46	45	43	37
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－5－(2) 二酸化窒素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

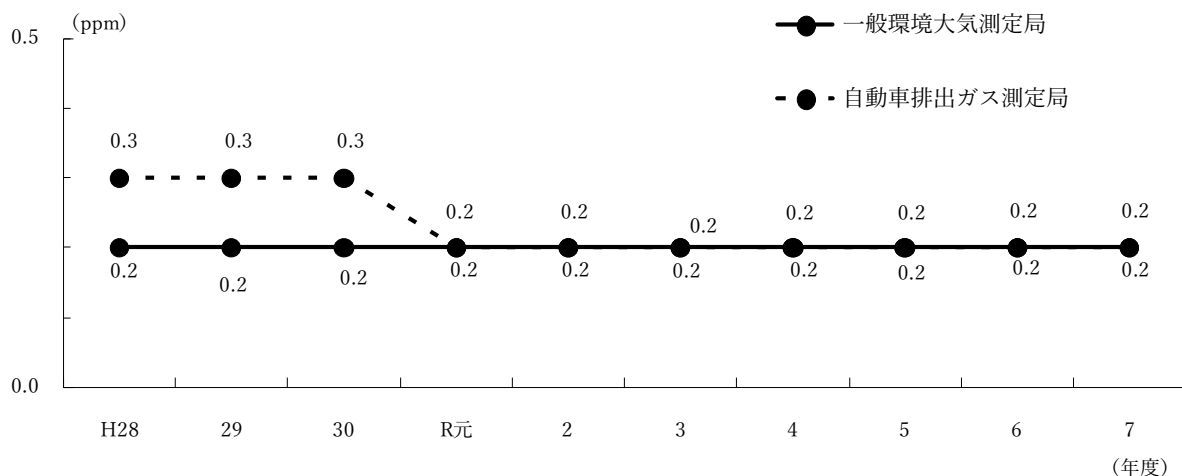
項目 \ 年度	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	9	10	10	10	10	10	10	10	10	9
達成局数	9	10	10	10	10	10	10	10	10	9
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(3) 一酸化炭素

一酸化炭素については、一般環境大気測定局4局（有効測定局3局）、自動車排出ガス測定局9局（有効測定局9局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は0.2 ppm、自動車排出ガス測定局は0.2 ppmで近年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－4及び表Ⅱ－6のとおりである。



図Ⅱ－4 一酸化炭素の経年変化（有効測定局平均）

表Ⅱ－6－(1) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
達成局数	4	4	4	4	4	4	3	3	3	3
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－6－(2) 一酸化炭素の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

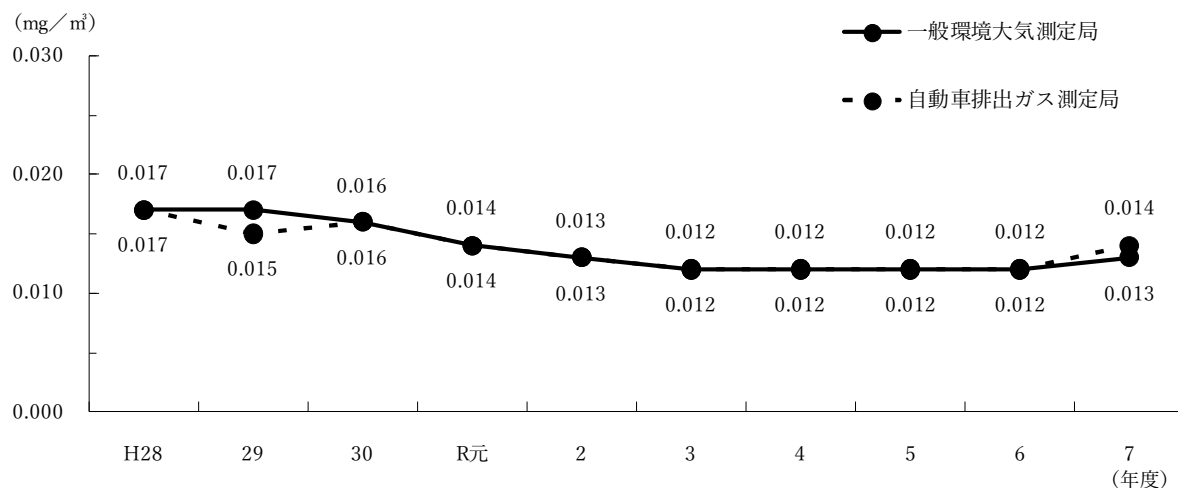
年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9
達成局数	9	9	9	8	9	9	9	9	9	9
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(4) 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質については、一般環境大気測定局 42 局（有効測定局 39 局）、自動車排出ガス測定局 10 局（有効測定局 10 局）で測定の結果、全ての有効測定局で環境基準を達成した。

年平均値では、一般環境大気測定局は 0.013 mg/m^3 、自動車排出ガス測定局は 0.014 mg/m^3 で、近年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－5 及び表Ⅱ－7 のとおりである。



図Ⅱ－5 浮遊粒子状物質の経年変化（有効測定局平均）

表Ⅱ－7－(1) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	43	42	42	41	39	41	43	42	42	39
達成局数	43	42	42	41	39	41	43	42	42	39
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－7－(2) 浮遊粒子状物質の環境基準の達成状況（自動車排出ガス測定局）

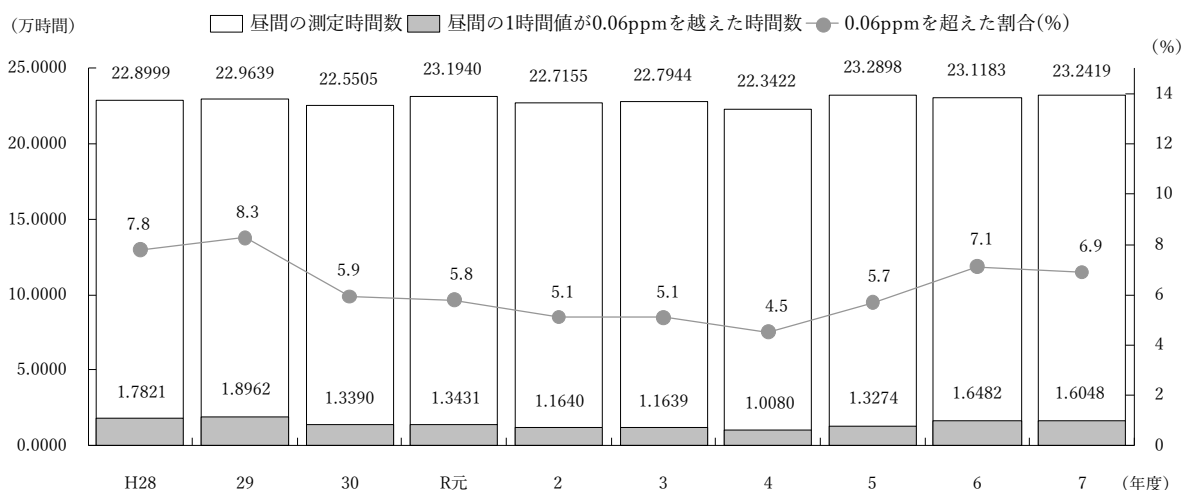
年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	9	10	10	9	10	10	9	10	10	10
達成局数	9	10	10	9	10	10	9	10	10	10
達成率（％）	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(5) 光化学オキシダント

光化学オキシダントについては、一般環境大気測定局 43 局で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成しなかった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間の割合は、6.9%であった。

昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－6 及び表Ⅱ－8 のとおりである。



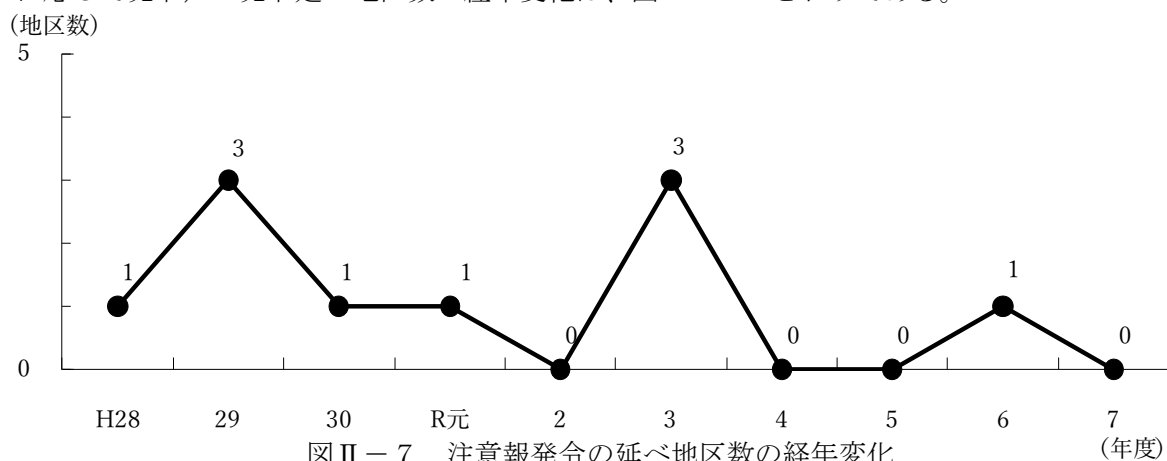
(注) 昼間とは、午前5時から午後8時までの時間帯をいう。

図Ⅱ－6 昼間の 1 時間値が 0.06 ppm を超えた時間数の経年変化

表Ⅱ－8 光化学オキシダントの環境基準の達成状況（一般環境大気測定局）

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
測定局数	43	43	43	43	43	43	43	43	43	43
達成局数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
達成率 (%)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

光化学オキシダントの注意報（オキシダント濃度の 1 時間値が 0.12 ppm 以上の場合に状況に応じて発令）の発令延べ地区数の経年変化は、図Ⅱ－7 のとおりである。



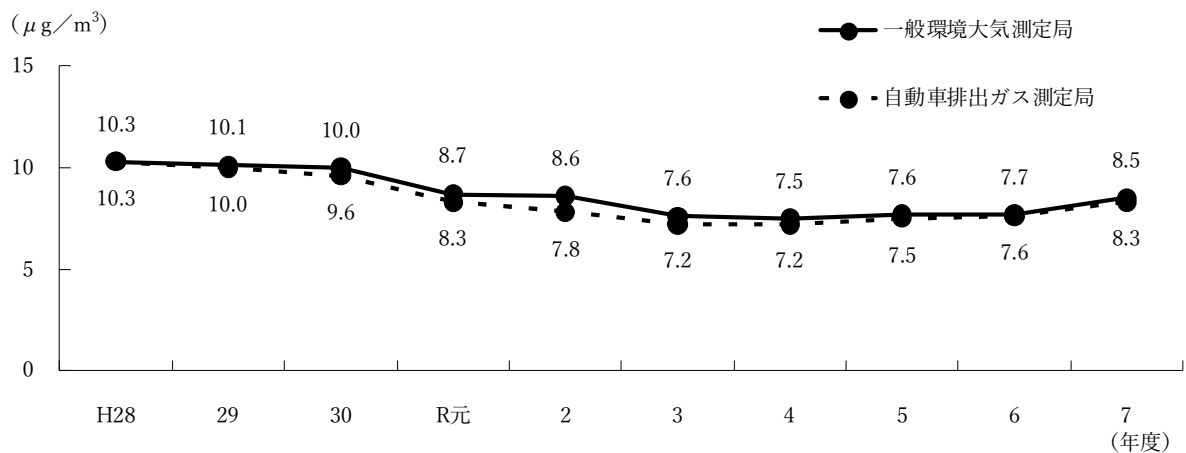
図Ⅱ－7 注意報発令の延べ地区数の経年変化

(6) 微小粒子状物質

微小粒子状物質については、県内での常時監視に係る整備を進めており、令和2年度末までに、一般環境大気測定局33局、自動車排出ガス測定局7局で自動測定機の設置が完了し、測定を開始した。

令和7年度の測定結果は、一般環境大気測定局33局（有効測定局31局）、自動車排出ガス測定局7局（有効測定局7局）で測定の結果、全ての測定局で環境基準を達成した。年平均値では、一般環境大気測定局は $8.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は $8.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。また、1日平均値の年間98%値では、一般環境大気測定局は $21.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、自動車排出ガス測定局は $21.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

なお、年平均値の経年変化と環境基準の達成状況の経年変化は、図Ⅱ－8及び表Ⅱ－9のとおりである。



図Ⅱ－8 微小粒子状物質の経年変化 (有効測定局、年平均値)

表Ⅱ－9－(1) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (一般環境大気測定局)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	22	26	28	29	25	28	32	31	32	31
達成局数	22	26	27	29	25	28	32	31	32	31
達成率 (%)	100	100	96	100	100	100	100	100	100	100

表Ⅱ－9－(2) 微小粒子状物質の環境基準の達成状況 (自動車排出ガス測定局)

年度 項目	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有効測定局数	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
達成局数	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7
達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

(7) 非メタン炭化水素

非メタン炭化水素については、一般環境大気測定局 14 局で測定した結果、測定結果のある測定局 13 局中 8 局で指針値（表Ⅱ－10－(1)の※）を超えた日があった。また、自動車排出ガス測定局 9 局で測定した結果、測定局 9 局中 5 局で指針値（表Ⅱ－10－(1)の※）を超えた日があった。

なお、非メタン炭化水素の測定結果は表Ⅱ－10 のとおりである。

表Ⅱ－10－(1) 非メタン炭化水素測定結果（一般環境大気測定局）

市 名	測 定 局	用途 地域	6～9 時の 3 時間の 平均値			6～9 時の 3 時 間 平 均 値 が 0.31ppmC を 超 えた日数とその 割合※	
			年 平均値	最高値	最低値	(日)	(%)
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)		
熱 海 市	熱 海 総 合 庁 舎	商	0.12	0.16	0.09	0	0.0
沼 津 市	東 部 総 合 庁 舎	商	0.09	0.34	0.00	1	0.3
富 士 市	救 急 医 療 セ ン タ ー	工	0.11	0.38	0.00	3	0.9
	南 松 野	住	—	—	—	—	—
富 士 宮 市	市 役 所	住	0.09	0.24	0.00	0	0.0
静 岡 市	蒲 原 測 定 局	住	0.10	0.44	0.00	4	1.2
	清 水 区 役 所	商	0.10	0.44	0.00	5	1.4
	常 磐 公 園	商	0.09	0.22	0.03	0	0.0
島 田 市	市 役 所	住	0.10	0.60	0.01	5	1.5
藤 枝 市	大 気 測 定 局	住	0.08	0.36	0.00	2	0.6
磐 田 市	市 役 所	住	0.07	0.23	0.00	0	0.0
浜 松 市	浜松中央（西部中学校）	住	0.11	0.25	0.02	0	0.0
	東南部（南陽中学校）	住	0.11	0.33	0.03	2	0.5
	北部（葵が丘小学校）	住	0.08	0.32	0.01	1	0.3

（注）—は測定なし

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
工	同号用途地域のうち、「工業地域」
住	同号用途地域のうち、「第 1 種低層住居専用地域」、「第 2 種低層住居専用地域」、「第 1 種中高層住居専用地域」、「第 2 種中高層住居専用地域」、「第 1 種住居地域」、「第 2 種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第 1 種住居専用地域」、「第 2 種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域

※ 昭和 51 年 8 月 13 日付けで、中央公害対策審議会から「光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針について」の答申がなされ、その指針値として、光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0.06ppm に対応する午前 6 時から午前 9 時までの非メタン炭化水素の 3 時間平均値は 0.20ppmC ～ 0.31ppmC の範囲にあることが示された。

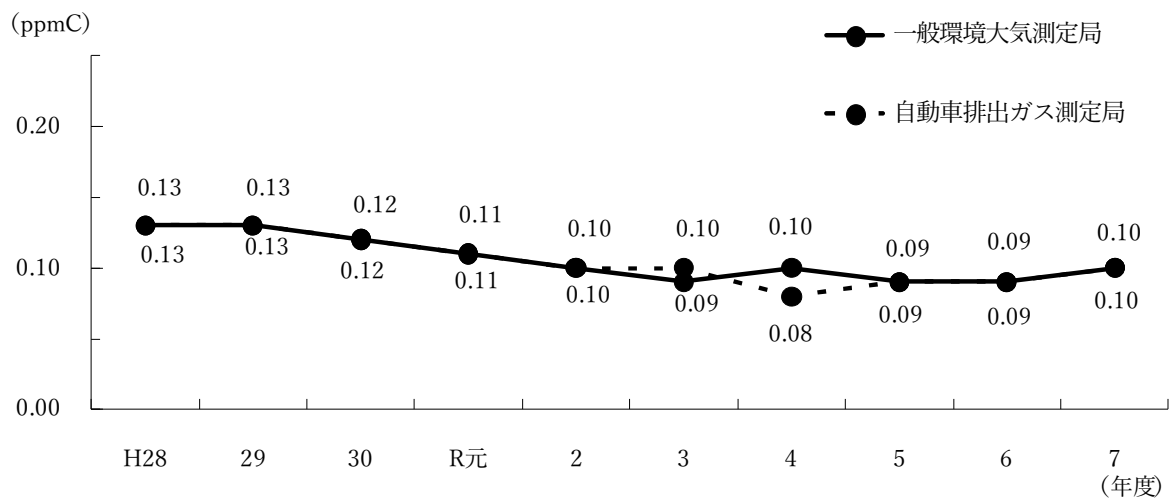
表Ⅱ－10－(2) 非メタン炭化水素測定結果（自動車排出ガス測定局）

市 名	測 定 局	用途 地域	6～9 時の 3 時間の 平均値			6～9 時の 3 時間 平均 値 が 0.31ppmC を 超 えた 日 数 と そ の 割 合※	
			年 平均値	最高値	最低値	(日)	(%)
			(ppmC)	(ppmC)	(ppmC)		
三 島 市	自 排 三 島	住	0.07	0.20	0.01	0	0.0
富 士 市	自 排 塔 の 木	住	0.13	0.35	0.00	2	0.6
	自 排 宮 島	住	0.12	0.54	0.02	7	2.0
静 岡 市	自 排 神 明	準	0.10	0.35	0.00	2	0.6
	自 排 丸 子	住	0.09	0.41	0.01	1	0.3
藤 枝 市	自 排 藤 枝	住	0.07	0.26	0.01	0	0.0
掛 川 市	自 排 掛 川	住	0.08	0.35	0.00	1	0.3
浜 松 市	R－257（伝馬町）	商	0.11	0.29	0.02	0	0.0
	R－150（相生公園）	商	0.11	0.28	0.01	0	0.0

用途地域	該当する地域
住	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」（旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」）に該当する地域
準	同号用途地域のうち、「準工業地域」
商	同号用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」

測定局における午前6時から午前9時までの3時間平均値の年平均値では、一般環境大気測定局は0.10 ppmC、自動車排出ガス測定局は0.10 ppmCで、近年においてはほぼ横ばい状態で推移している。

なお、年平均値の経年変化は、図Ⅱ－9のとおりである。



図Ⅱ－9 非メタン炭化水素の経年変化（測定局平均）

3 大気測定局測定結果

(1) 一般環境大気測定局

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	二 酸 化 硫 黄 (1日平均値 0.04ppm 以下)			二 酸 化 窒 素 (1日平均値 0.04～0.06ppm 以下)			一 酸 化 炭 素 (1日平均値 10ppm 以下)		
			年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 年間98%値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
下田市	下田総合庁舎	準									
熱海市	熱海総合庁舎	商				0.005	0.008	○			
伊東市	市役所	住				(0.003)	(0.006)	(○)			
三島市	市役所	商				(-)	(-)	(-)			
	中郷文化プラザ	未	0.002	0.004	○	0.003	0.006	○			
沼津市	東部総合庁舎	商	0.001	0.001	○	0.004	0.011	○			
	愛鷹中学校	未				(0.004)	(0.008)	(○)			
	金岡小学校	住				0.007	0.016	○			
伊豆の国市	大仁北小学校	住	0.000	0.001	○	(-)	(-)	(-)			
裾野市	市民文化センター	未	0.000	0.001	○						
御殿場市	市役所	住									
富士宮市	市役所	住	0.001	0.002	○	0.006	0.011	○			
	山宮小学校	未				0.006	0.011	○			
	桶金公民館	未	0.000	0.001	○						

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	二 酸 化 硫 黄			二 酸 化 窒 素			一 酸 化 炭 素		
			年平均値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	年平均値 (ppm)	日 平 均 値 の 年 間 98 % 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	年平均値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×
富士市	救急医療センター	工	0.001	0.001	○	0.010	0.018	○			
	吉原第三中学校	住				(0.007)	(0.011)	(○)			
	広見小学校	住				0.008	0.014	○			
	元吉原中学校	住				(0.004)	(0.009)	(○)			
	鷹岡小学校	住				0.008	0.014	○			
	大淵中学校	未	0.001	0.001	○	0.004	0.008	○			
	富士中学校	住	(-)	(-)	(-)	0.006	0.011	○			
	東小学校	未				0.008	0.016	○			
	富士川第一中学校	住	(-)	(-)	(-)	0.005	0.010	○			
	南松野	住				0.005	0.010	○	(-)	(-)	(-)
	蒲原測定局	住	0.001	0.001	○	0.005	0.011	○	0.2	0.3	○
	清水区役所	商	0.001	0.001	○	0.008	0.016	○			
静岡市	清水三保第一小学校	住	0.001	0.001	○	0.005	0.013	○			
	清水第七中学校	住									
	清水庵原中学校	未				0.005	0.010	○			
	清水興津北公園	住	0.001	0.001	○	0.005	0.010	○			
	常磐公園	商	0.001	0.001	○	0.005	0.009	○			
	千代田小学校	住				0.005	0.011	○			
	長田南中学校	住				0.005	0.010	○			
	服織小学校	住				0.004	0.007	○			
	南中学校	住									

藤枝市	大気測定局	住	0.000	0.001	○	0.006	0.011	○	0.2	0.3	○
島田市	市役所	住	0.001	0.003	○	0.005	0.011	○			
焼津市	焼津中学校	商				0.006	0.012	○			
	大井川東小学校	住	0.001	0.002	○	(0.004)	(0.007)	(○)			
牧之原市	市役所	住				0.005	0.008	○			
掛川市	市役所	住	0.001	0.006	○	0.006	0.013	○			
	大東支所	住				(0.004)	(0.007)	(○)			
袋井市	市役所	住									
浜松市	市役所	住	0.000	0.002	○	0.005	0.011	○			
	浜松中央 (西部中学校)	住	0.000	0.002	○	0.004	0.009	○	0.3	0.4	○
	東南部 (南陽中学校)	住				0.005	0.010	○			
	西部 (神久呂小学校)	未	0.000	0.002	○	0.004	0.008	○			
	北部 (葵が丘小学校)	住	0.000	0.001	○	0.005	0.011	○			
	東北部 (大瀬小学校)	未				0.004	0.010	○			
	浜北 (北浜小学校)	住	0.000	0.001	○	0.004	0.008	○			
	引佐 (地域遺産センター)	住									
	三ヶ日 (三ヶ日協働センター)	住				0.004	0.010	○			
	天竜 (天竜区役所)	住									
湖西市	市役所	未	0.000	0.002	○	0.005	0.012	○			

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	浮 遊 粒 子 状 物 質 (1 日 日 平 均 値 0.10 mg/m ³ 以下)			微 小 粒 子 状 物 質 (年 平 均 値 15 μg/m ³ 以下) (1 日 日 平 均 値 35 μg/m ³ 以下)				光 化 学 オ キ シ デ ィ ン ト (1 時 間 値 0.06ppm 以下)		
			年 平 均 値 (mg/m ³)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (mg/m ³)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	年 平 均 値 (μg/m ³)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	日 平 均 値 の 年 間 98% 値 (μg/m ³)	短 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	昼 間 の 1 時 間 値 が 0.06ppm を 超 え た 日 数	屋 間 の 1 時 間 値 が 0.12ppm 以 上 の 日 数	短 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×
下田市	下田総合庁舎	準				7.9	○	22.6	○	102	0	×
熱海市	熱海総合庁舎	商	0.016	0.037	○	8.5	○	23.0	○	92	1	×
伊東市	市役所	住								57	0	×
三島市	市役所	商	(0.018)	(0.028)	(○)					66	0	×
	中郷文化プラザ	未	0.013	0.038	○							
	東部総合庁舎	商	0.014	0.039	○	8.1	○	22.3	○	71	0	×
沼津市	愛鷹中学校	未	(0.013)	(0.038)	(○)							
	金岡小学校	住	0.013	0.044	○							
伊豆の国市	大仁北小学校	住	(0.008)	(0.016)	(○)	7.6	○	23.0	○	65	0	×
裾野市	市民文化センター	未	0.016	0.049	○	8.2	○	19.4	○	55	0	×
御殿場市	市役所	住				8.6	○	24.1	○	74	1	×
	市役所	住	0.016	0.040	○	8.7	○	23.9	○	53	0	×
富士宮市	山宮小学校	未	0.013	0.031	○							
	楠金公民館	未										
	救急医療センター	工	0.015	0.043	○	9.3	○	22.2	○	49	0	×
富士市	吉原第三中学校	住	0.011	0.041	○	8.4	○	20.3	○			
	広見小学校	住	0.013	0.039	○	8.3	○	19.2	○			
	元吉原中学校	住	0.015	0.045	○	10.2	○	22.8	○			

富士市	鷹岡小学校	住	0.016	0.045	○						56	0	×
	大淵中学校	未	0.012	0.033	○						72	0	×
	富士中学校	住	0.013	0.038	○								
	東小学校	未	0.013	0.037	○						68	0	×
	富士川第一中学校	住	0.016	0.056	○						77	0	×
	南松野	住	0.011	0.036	○								
	蒲原測定局	住	0.016	0.051	○	9.2	○	21.3	○		88	0	×
	清水区役所	商	0.014	0.045	○						52	0	×
静岡市	清水三保第一小学校	住	0.015	0.047	○	8.7	○	20.8	○		81	0	×
	清水第七中学校	住									90	0	×
	清水庵原中学校	未	0.013	0.041	○	8.2	○	21.9	○		63	0	×
	清水興津北公園	住	0.014	0.035	○	8.9	○	21.7	○		80	0	×
	常磐公園	商	0.015	0.045	○	7.9	○	21.8	○		55	0	×
	千代田小学校	住	0.013	0.039	○	9.0	○	24.2	○		95	0	×
	長田南中学校	住	0.013	0.043	○	7.9	○	22.5	○		61	0	×
	服織小学校	住	0.012	0.038	○	8.2	○	19.2	○		57	0	×
	南中学校	住									85	0	×
	大気測定局	住	0.013	0.044	○	(8.5)	(○)	(30.0)	(○)		75	0	×
	市役所	住	0.012	0.036	○	7.6	○	20.0	○		66	0	×
藤枝市													
島田市													

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	浮 遊 粒 子 状 物 質			微 小 粒 子 状 物 質			光 化 学 オ キ シ ダ ン ト			
			年平均値 (mg/m³)	日平均値 の2％ 除外値 (mg/m³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (μg/m³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	日平均値 の年間 98％値 (μg/m³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	昼間の 1時間値が 0.06ppm を超えた 日数	昼間の 1時間値が 0.12ppm 以上の 日数	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
焼津市	焼津中学校	商	0.013	0.045	○	7.9	○	22.9	○	93	0	×
	大井川東小学校	住										
牧之原市	市役所	住								67	0	×
掛川市	市役所	住	0.009	0.038	○	(10.3)	(○)	(29.2)	(○)	46	0	×
	大東支所	住	0.015	0.045	○	8.3	○	20.6	○	98	0	×
袋井市	市役所	住				9.2	○	23.1	○	36	0	×
磐田市	市役所	住	0.013	0.037	○	8.2	○	21.4	○	86	0	×
	浜松中央 (西部中学校)	住	0.013	0.042	○	8.2	○	20.0	○	73	0	×
浜松市	東南部 (南陽中学校)	住	0.015	0.044	○	8.4	○	21.6	○	98	1	×
	西部 (神久呂小学校)	未	0.014	0.069	○	7.6	○	18.7	○	72	0	×
	北部 (葵が丘小学校)	住	0.013	0.045	○	8.6	○	22.1	○	105	1	×
	東北部 (大瀬小学校)	未								99	1	×
	浜北 (北浜小学校)	住	0.012	0.029	○	7.7	○	20.5	○	98	1	×
	引佐 (地域遺産センター)	住								110	1	×
	三ヶ日 (三ヶ日協働センター)	住	0.012	0.037	○	8.4	○	20.7	○	110	0	×
	天竜 (天竜区役所)	住								58	0	×
湖西市	市役所	未	0.014	0.036	○	10.6	○	22.9	○	90	0	×

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局(光化学オキシダントを除く。)をいう。(括弧数字は非有効測定局)

(2) 自動車排出ガス測定局

市 町 名	測 定 局	用 途 地 域	二 酸 化 硫 黄 (1 日 日 平 均 値 0.04ppm 以下)			二 酸 化 窒 素 (1 日 日 平 均 値 0.04~0.06ppm 以下)			一 酸 化 炭 素 (1 日 日 平 均 値 10ppm 以下)		
			年 平 均 値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	年 平 均 値 (ppm)	日 平 均 値 の 年 間 98 % 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×	年 平 均 値 (ppm)	日 平 均 値 の 2 % 除 外 値 (ppm)	長 期 的 評 価 に よ る 環 境 基 準 の 適 否 適○否×
三島市	自排三島	住				0.008	0.014	○	0.2	0.3	○
富士市	自排塔の木	住				0.011	0.020	○	0.3	0.4	○
	自排宮島	住				0.013	0.021	○	0.2	0.3	○
静岡市	自排神明	準	0.002	0.004	○	0.013	0.022	○	0.2	0.3	○
	自排丸子	住				0.009	0.016	○	0.2	0.3	○
藤枝市	自排藤枝	住				(0.008)	(0.010)	(○)	0.2	0.3	○
掛川市	自排掛川	住				0.006	0.012	○	0.2	0.3	○
	R-257 (伝馬町)	商				0.008	0.016	○	0.3	0.4	○
浜松市	R-150 (相生公園)	商				0.005	0.011	○	0.2	0.4	○
	浜松環状線 (安間川公園)	住				0.007	0.014	○			

(注) 有効測定局は、年間測定時間が 6,000 時間以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

市町名	測定局	用途地域	浮遊粒子状物質 (1日平均値 0.10 mg/m ³ 以下)			微小粒子状物質 (年平均値 15 μg/m ³ 以下) (1日平均値 35 μg/m ³ 以下)			
			年平均値 (mg/m ³)	日平均値 の2% 除外値 (mg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	年平均値 (μg/m ³)	長期的評価 による環境 基準の適否 適○否×	日平均値 の年間 98%値 (μg/m ³)	短期的評価 による環境 基準の適否 適○否×
三島市	自排三島	住	0.014	0.036	○	9.1	○	22.5	○
富士市	自排塔の木	住	0.015	0.061	○				
	自排宮島	住	0.015	0.040	○				
静岡市	自排神明	準	0.015	0.053	○				
	自排丸子	住	0.013	0.036	○	7.1	○	21.2	○
藤枝市	自排藤枝	住	0.013	0.036	○	8.1	○	23.9	○
掛川市	自排掛川	住	0.016	0.041	○	8.4	○	22.0	○
浜松市	R-257 (伝馬町)	商	0.013	0.038	○	8.3	○	19.8	○
	R-150 (相生公園)	商	0.012	0.039	○	8.4	○	20.2	○
	浜松環状線 (安間川公園)	住	0.013	0.041	○	8.6	○	21.4	○

(注) 有効測定局は、年間測定時間が6,000時間(微小粒子状物質は250日)以上の測定局をいう。(括弧数字は非有効測定局)

用途地域	該当する地域
商	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域のうち、「近隣商業地域」及び「商業地域」
住	同号用途地域のうち、「第1種低層住居専用地域」、「第2種低層住居専用地域」、「第1種中高層住居専用地域」、「第2種中高層住居専用地域」、「第1種住居地域」、「第2種住居地域」及び「準住居地域」(旧「第1種住居専用地域」、「第2種住居専用地域」及び「住居地域」)に該当する地域
工	同号用途地域のうち、「工業地域」
準	同号用途地域のうち、「準工業地域」
未	都市計画法第8条第1項第1号、第7号及び第9号のいずれにも該当しない地域

Ⅲ 有害大気汚染物質の状況

1 有害大気汚染物質の概況

(1) 調査概要

静岡県、静岡市及び浜松市は、大気汚染防止法第 18 条の 44 に基づき、有害大気汚染物質による大気汚染の状況を把握するため、優先取組物質 21 物質（ダイオキシン類を除く。）の環境モニタリングを実施している。

令和 7 年度に実施した有害大気汚染物質の測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関は表Ⅲ－1 のとおりである。

表Ⅲ－1 測定地点名、所在地、用途地域、区分及び実施機関

番号	測定地点名	所在地	用途地域	区分	実施機関
1	自排三島	三島市南田町 288-1	住居	沿道	静岡県
2	鷹岡小学校	富士市久沢 2-3-1	住居	一般環境	静岡県
3	島田市役所	島田市中央町 1-1	住居	一般環境	静岡県
4	磐田市役所	磐田市国府台 3-1	住居	一般環境	静岡県
5	掛川市役所	掛川市長谷 1-1-1	住居	一般環境	静岡県
6	袋井市役所	袋井市新屋 1-1-1	住居	一般環境	静岡県
7	富士宮市役所	富士宮市弓沢町 150	住居	一般環境	静岡県
8	常磐公園	静岡市葵区常磐町 3-1-1	商業	一般環境	静岡市
9	長田南中学校	静岡市駿河区みずほ 3-9-1	住居	一般環境	静岡市
10	服織小学校	静岡市葵区羽鳥 6-9-1	住居	一般環境	静岡市
11	清水三保第一小学校	静岡市清水区三保 1069-1	住居	一般環境、 発生源周辺※1	静岡市
12	蒲原測定局	静岡市清水区蒲原新田 2-2319-1	住居	一般環境	静岡市
13	自排神明	静岡市清水区庵原町 97-2	準工業	沿道、 発生源周辺※2	静岡市
14	北部（葵が丘小学校）	浜松市中央区高丘東 3-51-1	住居	一般環境、 発生源周辺※3	浜松市
15	R-257	浜松市中央区伝馬町 311-14	商業	沿道	浜松市

(注) 一般環境：固定発生源等の影響を受けない通常人が居住しうる地域

沿道：固定発生源の直接の影響を受けない通常人が居住しうる地域において、自動車からの排出が予想される有害大気汚染物質濃度が高くなるおそれのある地域

※1 調査対象物質のベンゼンの測定地点は発生源周辺、その他物質は一般環境に区分

※2 調査対象物質のベンゼンの測定地点は発生源周辺、その他物質は沿道に区分

※3 調査対象物質のマンガン及びその化合物の測定地点は発生源周辺、その他物質は一般環境に区分

(2) 有害大気汚染物質に係る環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準としてベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについて環境基準が定められている。

各物質の環境基準は表Ⅲ－2 のとおりである。

表Ⅲ－２ 有害大気汚染物質に係る環境基準

物 質 名	環 境 基 準
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ (3 μg/m ³) 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ (130 μg/m ³) 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ (200 μg/m ³) 以下
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ (150 μg/m ³) 以下

(3) 環境基準の達成状況

環境基準が定められているベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、全ての測定地点で環境基準を達成した。

なお、詳細は次のとおりである。

ア ベンゼン

一般環境10測定地点、沿道2測定地点、発生源周辺2測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境10測定地点の平均値は0.51 μg/m³ (最小値0.33～最大値0.65 μg/m³)、沿道2測定地点の平均値は0.56 μg/m³ (最小値0.52～最大値0.60 μg/m³)、発生源周辺2測定地点の測定値は0.45 μg/m³ (最小値0.38～最大値0.52 μg/m³) であった。

イ トリクロロエチレン

一般環境11測定地点、沿道3測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境11測定地点の平均値は0.058 μg/m³ (最小値0.013～最大値0.15 μg/m³)、沿道3測定地点の平均値は0.026 μg/m³ (最小値0.012～最大値0.045 μg/m³) であった。

ウ テトラクロロエチレン

一般環境11測定地点、沿道3測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境11測定地点の平均値は0.020 μg/m³ (最小値0.006～最大値0.052 μg/m³)、沿道3測定地点の平均値は0.012 μg/m³ (最小値0.006～最大値0.023 μg/m³) であった。

エ ジクロロメタン

一般環境11測定地点、沿道3測定地点の全てで環境基準を達成した。

一般環境11測定地点の平均値は1.3 μg/m³ (最小値0.81～最大値2.4 μg/m³)、沿道3測定地点の平均値は1.3 μg/m³ (最小値0.81～最大値1.9 μg/m³) であった。

アクリロニトリル等11物質については環境指針値が定められているが、いずれも指針値を達成した。

上記以外の他の物質では、基準等は設定されていないが、令和6年度の全国の調査結果と比較すると、おおそ平均値前後の濃度であった。

なお、令和7年度の有害大気汚染物質調査結果は表Ⅲ－３のとおりである。

表Ⅲ－３ 有害大気汚染物質調査結果（年平均値）

単位：μg/m³（金属類及びベンゾ[*a*]ピレンは単位：ng/m³）

測定地点名 調査対象物質	自 排 三 島	鷹岡 小学校	島 田 市役所	磐 田 市役所	掛 川 市役所	袋 井 市役所	富士宮 市役所	常 磐 公 園	長田南 中学校
ベンゼン	0.60	0.53	0.53	0.65	0.50	0.49	－	0.62	0.45
トリクロロエチレン	0.020	0.070	0.15	0.062	0.034	0.051	－	0.035	0.078
テトラクロロ エチレン	0.007	0.014	0.009	0.014	0.012	0.011	－	0.044	0.022
ジクロロメタン	0.81	1.8	0.94	1.2	1.2	1.7	－	0.85	0.81
アクリロニトリル	0.047	0.14	0.022	0.021	0.075	0.13	－	0.058	0.040
塩化ビニル モノマー	0.005	0.005	0.006	0.030	0.0060	0.0060	－	0.011	0.010
クロロホルム	0.094	0.17	0.096	0.10	0.11	0.11	－	0.32	0.085
1,2-ジクロロ エタン	0.085	0.097	0.12	0.12	0.12	0.12	－	0.11	0.11
1,3-ブタジエン	0.032	0.015	0.017	0.015	0.014	0.014	－	0.042	0.037
トルエン	2.4	14	2.5	5.7	9.0	6.9	－	5.1 ^E	2.8
塩化メチル	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	1.2	－	0.84	0.85
アセトアルデヒド	－	1.9 ^A	1.7	－	－	－	－	1.2	1.3
ホルムアルデヒド	－	2.9 ^A	2.1	－	－	－	－	2.1	1.8
水銀及び その化合物	－	1.3 ^A	1.4	－	－	－	－	1.4	1.4
ニッケル化合物	－	1.8 ^A	1.2	－	－	－	－	－	1.5
ヒ素及び その化合物	－	1.1 ^A	0.79	－	－	－	－	－	0.66
ベリリウム及び その化合物	－	0.013 ^A	0.0061	－	－	－	－	－	0.016
マンガン及び その化合物	－	19 ^A	6.9	－	－	－	－	－	14
クロム及び その化合物	－	2.1 ^A	1.2	－	－	－	－	－	1.7
ベンゾ[<i>a</i>] ピレン	－	0.12 ^A	0.046	－	－	－	－	－	0.033
酸化エチレン	－	0.067 ^A	0.042	－	－	－	0.052 ^A	－	0.042

(注) 測定回数 A：2回/年、B：4回/年、C：7回/年、D：10回/年、E：11回/年、
無印：12回/年

単位：μg/m³（金属類及びベンゾ[a]ピレンは単位：ng/m³）

測定地点名 調査対象物質	服 織 小学校	清水三保 第一小学校	蒲 原 測定局	自 排 神 明	北 部 (葵が丘小)	R-257	環境基準 環境指針	参考値
ベンゼン	0.38	0.38	0.43	0.52	0.33	0.52	3	0.68 (0.17～3.1)
トリクロロエチレン	0.037	0.049	0.062	0.045	0.013	0.012	130	1.0 (0.0027～120)
テトラクロロ エチレン	0.021	0.052	0.019	0.023	0.006	0.006	200	0.070 (0.0043～0.52)
ジクロロメタン	1.1	1.0	1.0	1.9	2.4 ^D	1.1 ^D	150	1.3 (0.35～18)
アクリロニトリル	0.037	0.052	0.079	0.14	0.056	0.060	2	0.048 (0.00040～1.1)
塩化ビニル モノマー	0.012	0.016	0.013	0.015	0.0039	0.0049	10	0.15 (0.0019～17)
クロロホルム	0.10	0.10	0.092	0.096	0.30	0.019	18	0.20 (0.018～2.9)
1,2-ジクロロ エタン	0.11	0.12	0.11	0.12	0.067	0.072	1.6	0.18 (0.043～8.7)
1,3-ブタジエン	0.031	0.029	0.033	0.051	0.011	0.035	2.5	0.067 (0.0027～1.2)
トルエン	1.8	2.7	3.2	3.9	2.1	2.9	－	4.3 (0.30～40)
塩化メチル	0.89	0.88	0.88	0.87	1.1	1.1	94	1.4 (0.35～13)
アセトアルデヒド	1.1	1.3	1.1	1.4	3.9 ^B	5.6 ^B	120	2.0 (0.41～9.0)
ホルムアルデヒド	2.0	1.9	1.6	1.7	3.0 ^B	3.2 ^B	－	2.6 (0.63～9.6)
水銀及び その化合物	1.3	1.4	1.3	1.4	1.4	1.4	40	1.6 (1.0～5.7)
ニッケル化合物	1.5	0.93	0.82	－	1.1	1.4	25	2.2 (0.068～14)
ヒ素及び その化合物	0.39	0.44	0.33	－	0.55	0.57	6	1.1 (0.044～11)
ベリリウム及び その化合物	0.0090	0.011	0.0045	－	0.010	0.0065	－	0.014 (0.0019～0.064)
マンガン及び その化合物	7.0	9.8	3.4	－	12	9.5	140	18 (0.011～190)
クロム及び その化合物	2.1	1.0	0.54	－	0.30	2.5	－	4.1 (0.090～110)
ベンゾ[a] ピレン	0.021	0.032	0.099 ^D	－	0.023 ^B	0.017 ^B	－	0.18 (0.0073～13)
酸化エチレン	0.033	0.037	0.035	－	0.048 ^C	0.053 ^C	－	0.059 (0.018～0.33)

(注) 参考値：「令和6年度有害大気汚染物質等に係る常時監視結果」から調査地点全体の
 平均値（最小値～最大値）を引用（R8.5環境省公表）

2 PRTR 制度対象化学物質の状況

(1) 調査概要

揮発性有機化合物 10 物質について、県内 6 地点で大気環境モニタリング調査を行っている。

ア 調査期間及び頻度

令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月 12 回／年

イ 調査対象物質

エチルベンゼン、総キシレン、ジクロロベンゼン、ジクロロメタン、スチレン、1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、トルエン、ヘキサン、トリメチルベンゼン

ウ 調査地点 自排三島（三島市）、鷹岡小学校（富士市）、島田市役所、磐田市役所、掛川市役所、袋井市役所の 6 地点

(2) 調査結果

ア 大気環境濃度はトルエンが最も高く、次いで、ジクロロメタン、総キシレン、エチルベンゼンの順であった。

イ トルエン濃度は、鷹岡小学校、掛川市役所、袋井市役所、磐田市役所、島田市役所、自排三島の順で高かった。

表Ⅲ－4 令和 7 年度の県内の PRTR 法対象化学物質大気環境モニタリング (単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 (大気への届出排出量合計: トン/年)	自排三島	鷹岡 小学校	島田 市役所	磐田 市役所	掛川 市役所	袋井 市役所	6 地点 平均
エチルベンゼン (649)	0.61 0.22～2.1	0.78 0.22～1.7	0.48 0.21～0.74	1.4 0.61～4.1	0.69 0.23～1.4	0.96 0.23～1.9	0.83
総キシレン (783)	0.99 0.43～2.4	0.95 0.31～1.6	0.67 0.41～1.1	1.9 0.90～3.4	0.75 0.28～1.6	1.1 0.32～1.8	1.1
ジクロロベンゼン (0.51)	0.17 0.027*～0.45	0.36 0.17～0.98	0.23 0.060*～0.58	0.18 0.029*～0.31	0.15 0.009 ND ～0.37	0.18 0.038*～0.31	0.21
ジクロロメタン (692)	0.81 0.61～1.2	1.8 1.3～2.4	0.94 0.50～2.0	1.2 0.57～3.0	1.2 0.61～1.9	1.7 0.50～3.9	1.3
スチレン (111)	0.083 0.042*～0.14	0.15 0.075～0.34	0.095 0.019～0.29	0.26 0.076～0.88	0.24 0.041～0.81	0.20 0.047～0.38	0.17
1,2,4-トリメチル ベンゼン(388*)	0.39 0.18～0.65	0.35 0.20～0.67	0.37 0.19～1.3	0.90 0.36～2.6	0.35 0.13～0.71	0.78 0.17～2.8	0.52
1,3,5-トリメチル ベンゼン(388*)	0.097 0.039～0.14	0.093 0.045～0.15	0.096 0.044～0.34	0.23 0.094～0.63	0.086 0.031～0.18	0.19 0.043～0.68	0.13
トルエン (3,097)	2.4 1.0～4.3	14 1.2～59	2.5 1.3～6.5	5.7 2.0～8.7	9.0 2.2～32	6.9 3.6～19	6.8
ヘキサン (309)	1.0 0.44～2.9	0.51 0.21～0.81	0.99 0.21～5.6	1.3 0.61～3.4	0.53 0.23～1.5	0.61 0.30～0.92	0.82
トリメチルベンゼン (388*)	0.56 0.26～0.91	0.60 0.31～0.95	0.43 0.30～0.70	1.1 0.55～1.8	0.54 0.21～1.0	1.2 0.25～4.0	0.75

(注) 1 上段は年平均値、下段は濃度域を示した。

2 大気への届出排出量合計は、令和 6 年度実績。

3 6 地点平均については、表示されている桁数の関係で各地点の年平均値の平均と一致しないことがある。

4 ND は検出下限値未満。(数値は検出下限値の 1/2 の数値である。)

5 ※は定量下限値未満。

6 *は 1,2,4-トリメチルベンゼン、1,3,5-トリメチルベンゼン、1,2,3-トリメチルベンゼン合算値。

Ⅳ 水質汚濁の状況

1 公共用水域の水質汚濁の概要

(1) 公共用水域の監視

表Ⅳ－１のとおり、県、国土交通省及び水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第 16 条に規定する公共用水域の水質測定計画に基づき、河川 116 地点、湖沼 5 地点、海域 58 地点の計 179 地点において監視した。

表Ⅳ－１ 令和 7 年度水質測定計画地点総括表

番号	水 域 名	測 定 地 点 数	環 境 基 準 点	補 助 地 点	その他	調査担当機関
1	伊豆水域（河川、湖沼）	10	6	2	2	静岡県
2	伊豆沿岸水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、沼津市
3	鮎沢川水域（河川）	2	2	—	—	静岡県
4	狩野川水域（河川）	13	10	2	1	国土交通省、静岡県
5	田子の浦水域（河川）	13	4	2	7	静岡県、沼津市、 富士市
6	富士川水域（河川、湖沼）	5	3	1	1	国土交通省、静岡県
7	奥駿河湾水域（河川）	10	4	1	5	静岡市、沼津市
8	奥駿河湾水域（海域）	18	18	—	—	静岡県、静岡市、 沼津市、富士市
9	西駿河湾水域（海域）	11	11	—	—	静岡県、静岡市
10	静岡水域（河川）	6	5	—	1	国土交通省、静岡市
11	志太水域（河川）	8	6	1	1	静岡県
12	大井川水域（河川）	5	3	—	2	国土交通省、静岡県
13	榛南小笠水域（河川）	13	7	2	4	国土交通省、静岡県
14	太田川水域（河川）	10	7	2	1	静岡県
15	天竜川水域（河川、湖沼）	8	3	1	4	国土交通省、浜松市
16	馬込川水域（河川）	3	2	—	1	浜松市
17	浜名湖水域 （河川、湖沼、海域）	26	12	6	8	静岡県、浜松市
18	梅田川水域（河川）	1	—	—	1	静岡県
19	遠州灘水域（海域）	6	6	—	—	静岡県、浜松市
合計	河 川	116	64	15	37	
	湖 沼	5	2	1	2	
	海 域	58	54	4	0	
	計	179	120	20	39	

- (注) 1 環境基準点は、水域における利水目的等を勘案して、その水域の水質汚濁状況が把握できる地点。
- 2 補助地点は、環境基準点を補完するため、比較的総延長の長い河川、水域面積の大きい湖沼、海域について測定する地点。
- 3 その他地点
- ・今後、類型指定を行う必要があると考えられる水域について、基礎資料を得るために測定する地点。
 - ・水質汚濁が進行するおそれのある水域について測定する地点。

各測定地点における測定項目は、人の健康の保護に関する環境基準に定める項目（以下「健康項目」という。）及び生活環境の保全に関する環境基準に定める項目（以下「生活環境項目」という。）等から水域の特色に応じて選定した。

(2) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準には、表Ⅳ－２に示す人の健康の保護に関する環境基準及び表Ⅳ－３に示す生活環境の保全に関する環境基準の２つがある。

人の健康の保護に関する環境基準は、全ての公共用水域において同一の基準が適用される。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼、海域ごとに、利水目的に応じた類型を指定することにより適用される基準であり、本県では、河川については 42 河川に、湖沼については 2 湖沼に、海域については沿岸の全域に定めている。

また、佐久間ダム貯水池については全磷、浜名湖には全窒素及び全磷に係る基準を定めている。

水生生物保全のための環境基準は、42 河川、2 湖沼及び 2 海域（浜名湖）に定めている。

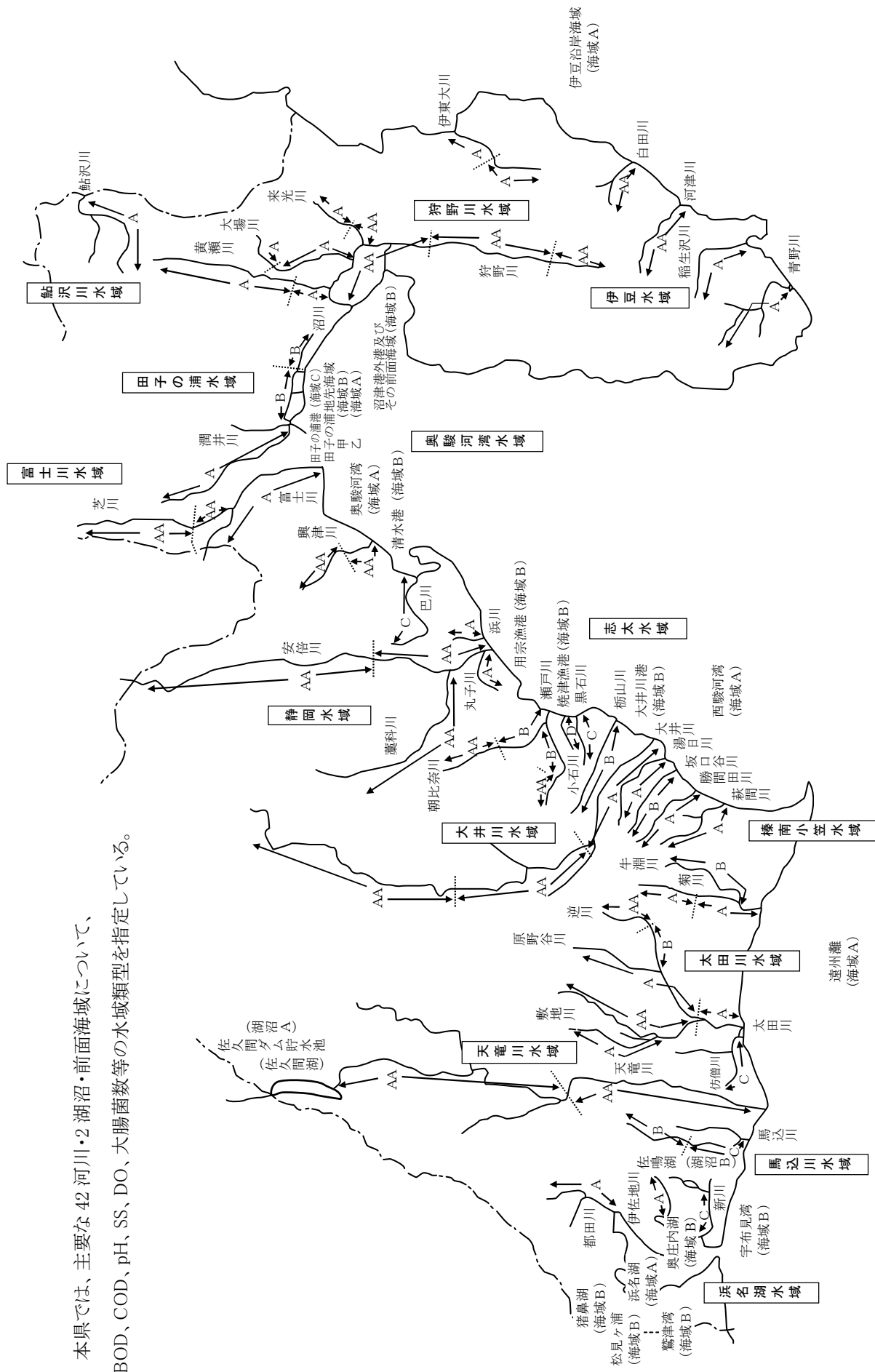
表Ⅳ－２ 人の健康の保護に関する環境基準

令和 8 年 3 月 31 日現在

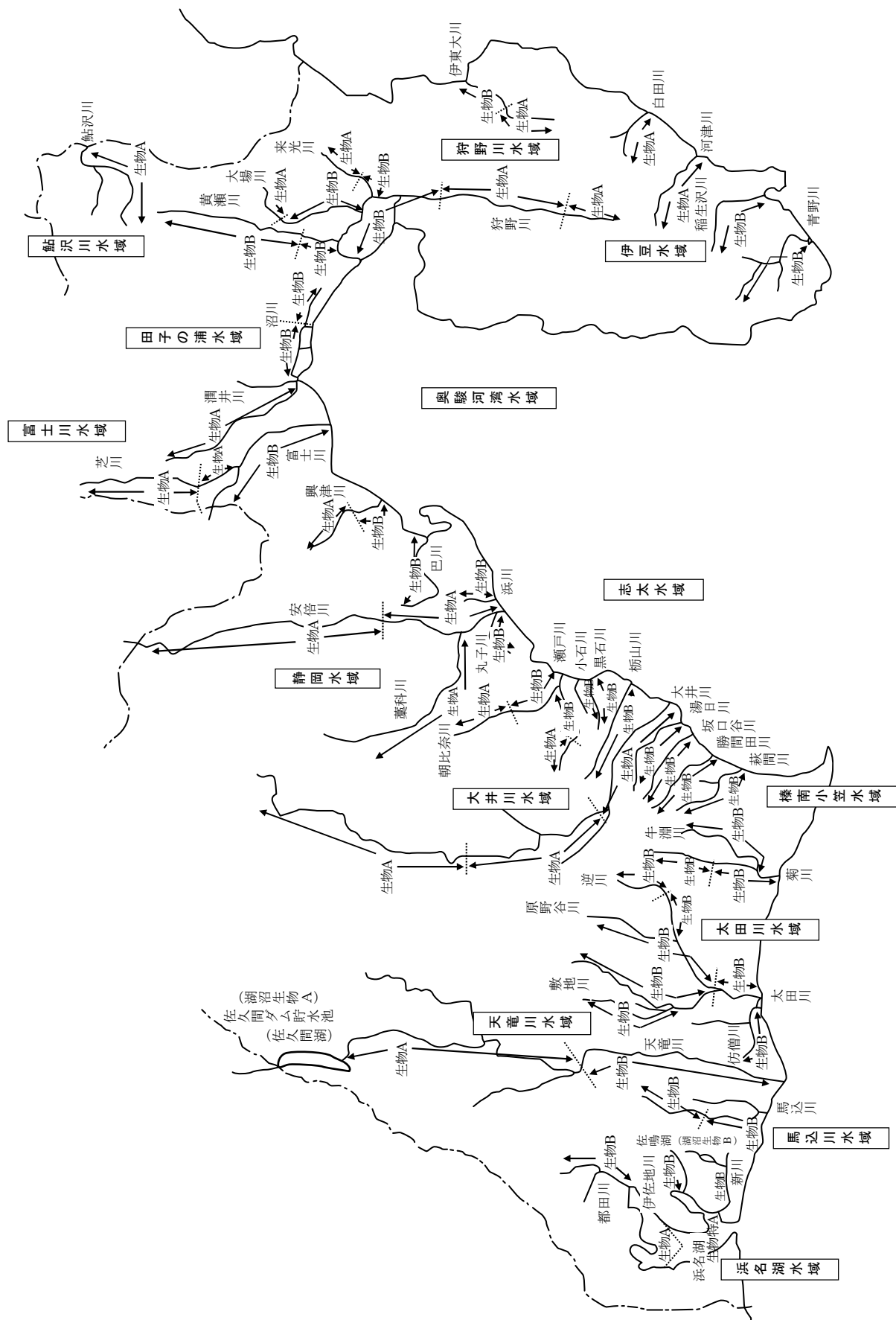
項 目	基 準 値	項 目	基 準 値
カ ド ミ ウ ム	0.003 mg/L 以下	1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
全 シ ア ン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
鉛	0.01 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
六 価 ク ロ ム	0.02 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
砒 素	0.01 mg/L 以下	チ ウ ラ ム	0.006 mg/L 以下
総 水 銀	0.0005mg/L 以下	シ マ ジ ン	0.003 mg/L 以下
ア ル キ ル 水 銀	検出されないこと。	チ オ ベ ン カ ル ブ	0.02 mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベ ン ゼ ン	0.01 mg/L 以下
ジ ク ロ ロ メ タ ン	0.02 mg/L 以下	セ レ ン	0.01 mg/L 以下
四 塩 化 炭 素	0.002 mg/L 以下	硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	10 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下	ふ っ 素	0.8 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下	ほ う 素	1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	1 , 4 - ジ オ キ サ ン	0.05 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表Ⅳ- 3において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.6、15.8 又は 15.7 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと同規格 14 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

本県では、主要な 42 河川・2 湖沼・前面海域について、
BOD、COD、pH、SS、DO、大腸菌数等の水域類型を指定している。



図IV-1-(1) 一般項目 (BOD、COD 等) に係る水域類型



図IV-1-1-(2) 水生生物保全項目（全亜鉛・ニルフェール・LAS）に係る水域類型

表Ⅳ－３ 生活環境の保全に関する環境基準（令和８年３月３１日現在）

ア 河川

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道１級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	20CFU ／100mL以下
A	水道２級 水産１級 及びB以下の欄に 掲げるものの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	300CFU ／100mL以下
B	水道３級 水産２級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	1,000CFU ／100mL以下
C	水道３級 工業用水１級及びD以下の欄 に掲げるものの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水２級 農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水３級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—

(注) １ 基準値は、日間平均値とする。

２ 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

３ 水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

４ 水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用

水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用

水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

５ 工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの

６ 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

７ 水道１級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100mL 以下とする。

８ いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU／100mL 以下とする。

９ 水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 垂 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

イ 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ水の滞留時間が 4 日間以上の人工湖）

a

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道 1 級 水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU ／100mL 以下
A	水道 2、3 級 水産 2 級 及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU ／100mL 以下
B	水産 3 級 工業用水 1 級 農業用水 及び C の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—

(注) 1 基準値は、日間平均値とする。

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

4 水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用

水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

5 工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの

6 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

7 水産 1 級、2 級及び 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

8 水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100CFU／100mL 以下とする。

9 水道 3 級を利用目的としている測定点（水浴又は水道 2 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000CFU／100mL 以下とする。

10 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU／100mL 以下とする。

11 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	水道 1、2、3 級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及び Ⅳ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

3 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）

4 水産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用

水産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用

水産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用

5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

6 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は、年間平均値とする。

ウ 海域

a

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級 自然環境保全及びB以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20CFU/100mL 以下	検出されない こと。
B	水産 2 級 工業用水及びCの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	—	検出されない こと。
C	環 境 保 全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	—	—

- (注) 1 基準値は、日間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用
 水産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度
 5 いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300CFU/100mL 以下とする。
 6 水産 1 級及び水産 2 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない。

b

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.2mg/L 以下	0.02mg/L 以下
Ⅱ	水産 1 種 及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産 2 種及び 3 種を除く。）	0.3mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅲ	水産 2 種及びⅣの欄に掲げるもの （水産 3 種を除く。）	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅳ	水産 3 種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。
 2 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
 3 水産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ安定して漁獲される
 水産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
 水産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
 4 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

(3) 環境基準の達成状況

ア 健康項目

健康項目については、河川、湖沼及び海域の 133 地点（河川 101 地点、湖沼 5 地点、海域 27 地点）で測定した結果、全ての測定地点の全ての項目で環境基準を達成した。

表Ⅳ－４ 健康項目に関する環境基準達成状況

【河川】

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カ ド ミ ウ ム	70 / 70	100	—
全 シ ア ン	64 / 64	100	—
鉛	72 / 72	100	—
六 価 ク ロ ム	64 / 64	100	—
砒 素	67 / 67	100	—
総 水 銀	70 / 70	100	—
ア ル キ ル 水 銀	—	—	—
P C B	11 / 11	100	—
ジ ク ロ ロ メ タ ン	89 / 89	100	—
四 塩 化 炭 素	89 / 89	100	—
1,2-ジクロロエタン	89 / 89	100	—
1,1-ジクロロエチレン	89 / 89	100	—
シス-1,2-ジクロロエチレン	89 / 89	100	—
1,1,1-トリクロロエタン	89 / 89	100	—
1,1,2-トリクロロエタン	89 / 89	100	—
トリクロロエチレン	89 / 89	100	—
テトラクロロエチレン	89 / 89	100	—
1,3-ジクロロプロペン	89 / 89	100	—
チ ウ ラ ム	89 / 89	100	—
シ マ ジ ン	89 / 89	100	—
チ オ ベ ン カ ル ブ	89 / 89	100	—
ベ ン ゼ ン	89 / 89	100	—
セ レ ン	89 / 89	100	—
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	100 / 100	100	—
ふ つ 素	97 / 97	100	—
ほ う 素	97 / 97	100	—
1,4-ジオキサン	87 / 87	100	—

(注) 1 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

2 ほう素については97測定地点中、9地点（稲生沢川新下田橋、塚田川せせらぎ橋、黒石川新川橋、萩間川湊橋、弁財天川末端、勝間田川港橋、太田川豊浜橋、仿僧川東橋、新川志都呂橋）で環境基準を超過したが、これらの地点は海水の影響を強く受けて環境基準を超過しているため、評価の対象から除外した。

【湖沼】

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カ ド ミ ウ ム	3 / 3	100	—
全 シ ア ン	3 / 3	100	—
鉛	3 / 3	100	—
六 価 ク ロ ム	3 / 3	100	—
砒 素	3 / 3	100	—
総 水 銀	3 / 3	100	—
ア ル キ ル 水 銀	—	—	—
P C B	2 / 2	100	—
ジ ク ロ ロ メ タ ン	3 / 3	100	—
四 塩 化 炭 素	3 / 3	100	—
1, 2-ジクロロエタン	3 / 3	100	—
1, 1-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	3 / 3	100	—
1, 1, 1-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	3 / 3	100	—
トリクロロエチレン	3 / 3	100	—
テトラクロロエチレン	3 / 3	100	—
1, 3-ジクロロプロペン	3 / 3	100	—
チ ウ ラ ム	3 / 3	100	—
シ マ ジ ン	3 / 3	100	—
チ オ ベ ン カ ル ブ	3 / 3	100	—
ベ ン ゼ ン	3 / 3	100	—
セ レ ン	3 / 3	100	—
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	5 / 5	100	—
ふ っ 素	3 / 3	100	—
ほ う 素	3 / 3	100	—
1, 4-ジオキサン	2 / 2	100	—

- (注) 1 環境基準の達成は、年間平均値で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。
- 2 ほう素については3測定地点中、1地点（佐鳴湖出口拓希橋）で環境基準を超過したが、これらの地点は海水の影響を強く受けて環境基準を超過しているため、評価の対象から除外した。

【海域】

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
カ ド ミ ウ ム	20 / 20	100	—
全 シ ア ン	7 / 7	100	—
鉛	20 / 20	100	—
六 価 ク ロ ム	20 / 20	100	—
砒 素	18 / 18	100	—
総 水 銀	20 / 20	100	—
ア ル キ ル 水 銀	—	—	—
P C B	2 / 2	100	—
ジ ク ロ ロ メ タ ン	20 / 20	100	—
四 塩 化 炭 素	20 / 20	100	—
1, 2-ジクロロエタン	20 / 20	100	—
1, 1-ジクロロエチレン	20 / 20	100	—
シス-1, 2-ジクロロエチレン	20 / 20	100	—

項 目	達成測定地点数／測定地点数	達成率 (%)	非達成測定地点
1, 1, 1-トリクロロエタン	20 / 20	100	—
1, 1, 2-トリクロロエタン	20 / 20	100	—
トリクロロエチレン	20 / 20	100	—
テトラクロロエチレン	20 / 20	100	—
1, 3-ジクロロプロペン	20 / 20	100	—
チ ウ ラ ム	20 / 20	100	—
シ マ ジ ン	20 / 20	100	—
チ オ ベ ン カ ル ブ	20 / 20	100	—
ベ ン ゼ ン	20 / 20	100	—
セ レ ン	20 / 20	100	—
硝 酸 性 窒 素 及 び 亜 硝 酸 性 窒 素	27 / 27	100	—
ふ つ 素	—	—	—
ほ う 素	—	—	—
1, 4-ジオキサン	20 / 20	100	—

(注) 1 海域における環境基準の達成は、全層の年間平均値（浜名湖は上層と中層の平均値）で評価する。ただし、全シアンについては、最高値で評価する。

2 「ふっ素」及び「ほう素」は自然状態において海水に相当程度含まれていることから海域については、環境基準は適用されない。

イ 生活環境項目

生活環境の保全に関する項目のBOD、CODの環境基準の達成については、河川は64地点中62地点で達成し、達成率は96%となった（令和6年度は100%）。

湖沼は、2地点中1地点（佐鳴湖出口拓希橋）で達成せず、達成率は50%となった（令和6年度は50%）。

海域は、54地点中4地点（原町沖、志下沖、浜名湖湖心、浜名湖新所）で達成せず、達成率は92%となった（令和6年度は85%）。

浜名湖における全窒素及び全リンの環境基準については、全ての地点で達成し、達成率は全窒素・全リン共に100%となった（令和6年度は全窒素・全リン共に100%）。また、佐久間ダム貯水池では全リンが環境基準を達成した（令和6年度は達成）。

水生生物の保全に係る水質環境基準は、類型の当てはめられている42河川（延べ60類型）、2湖沼（2類型）、浜名湖（2類型）の全ての測定地点において、全ての項目で環境基準を達成した。

(注) 環境基準の達成状況の評価について

環境基準類型指定水域の環境基準の達成は環境省が示している基準に則り判断する。BOD（河川）又はCOD（湖沼、海域）については75%値により、水生生物保全環境基準については年間平均値により行い、いずれも水域内の環境基準点（複数の環境基準点がある場合はその全て）において、その値が適合しているとき、達成とした（75%値：年間n個の日間平均値を小さいものから並べたとき、 $0.75 \times n$ 番目の数値）。

また、佐久間ダム貯水池の全リンと浜名湖の全窒素及び全リンに係る環境基準については、表層（上層）の年間平均値を水域内の全ての環境基準点について平均した値が適合しているとき、達成とした。

表Ⅳ－５ 生活環境の保全に関する環境基準達成状況

河 川 (BOD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
AA 1 mg/L 以下	22 / 22	安倍川 曙橋、 大井川 下泉橋、 天竜川 鹿島橋 等	—	19 / 19
A 2 mg/L 以下	25 / 27	富士川 富士川橋、 大井川 富士見橋、 太田川 豊浜橋 等	黄瀬川 黄瀬川橋 菊川 国安橋	30 / 30
B 3 mg/L 以下	8 / 8	牛淵川 鹿島橋、 坂口谷川 寄子橋、 馬込川 茄子橋 等	—	6 / 6
C 5 mg/L 以下	6 / 6	黒石川 黒石橋、 馬込川 白羽橋、 新川 志都呂橋 等	—	8 / 8
D 8 mg/L 以下	1 / 1	小石川 八雲橋	—	1 / 1
E 10 mg/L 以下	—	—	—	—
合 計	62 / 64	62	2	64 / 64
達成率	96 %	—	—	100 %

湖 沼 (COD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
A 3 mg/L 以下	1 / 1	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	—	1 / 1
B 5 mg/L 以下	0 / 1	—	佐鳴湖出口拓希橋	0 / 1
合 計	1 / 2	1	1	1 / 2
達成率	50 %	—	—	50 %

海 域 (COD)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
A 2mg/L 以下	33 / 37	伊豆沿岸水域(11) 奥駿河湾水域(8) 西駿河湾水域(7) 浜名湖水域 (1) 遠州灘水域 (6)	原町沖、志下沖、 浜名湖湖心、浜名湖新所	30 / 37
B 3mg/L 以下	14 / 14	奥駿河湾水域(5) 西駿河湾水域(4) 浜名湖水域 (5)	—	13 / 14
C 8mg/L 以下	3 / 3	奥駿河湾水域(3)	—	3 / 3
合 計	50 / 54	50	4	46 / 54
達成率	92%	—	—	85%

(注) 浜名湖では表層 (0.5m) と中層又は下層 (2m) 2 測点の平均値の 75% 値で評価する。

湖 沼 (全燐)

(測定地点数は環境基準点の数)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
IV	1 / 1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1 / 1
達成率	100%	—	—	100%

(注) 湖沼における全窒素及び全燐の環境基準の達成状況は、環境基準点において表層 (上層) の年間平均値が類型の環境基準に適合している場合に環境基準を達成しているものとする。

海 域 (全窒素)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定水域数 ／測定水域数	達成測定水域	非達成 測定水域	達成測定水域数 ／測定水域数
II	1 / 1	浜名湖 (イ)	—	1 / 1
III	2 / 2	浜名湖 (ロ) 浜名湖 (ハ)	—	2 / 2
合 計	3 / 3	3	0	3 / 3
達成率	100%	—	—	100%

海 域 (全燐)

水域類型	令和 7 年度			令和 6 年度
	達成測定水域数 ／測定水域数	達成測定水域	非達成 測定水域	達成測定水域数 ／測定水域数
II	1 / 1	浜名湖 (イ)	—	1 / 1
III	2 / 2	浜名湖 (ロ) 浜名湖 (ハ)	—	2 / 2
合 計	3 / 3	3	0	3 / 3
達成率	100%	—	—	100%

(注) 1 浜名湖 (イ) とは、A 地点 (今切口の東導流堤の基部…浜松市中央区舞阪町舞阪官有無番地) と B 地点 (今切口の西導流堤の基部…湖西市新居町新居官有無番地) を結んだ直線、C 地点 (湖西市鷺津字大畑 2499 番地の 9) と D 地点 (浜松市中央区村櫛町 4226 番地の 51) を結んだ直線、E 地点 (浜松市中央区村櫛町 5534 番地) と F 地点 (浜松市中央区舞阪町舞阪字十王 2697 番地の 1) を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。

- 2 浜名湖(㐍)とは、C地点とD地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。
 3 浜名湖(ハ)とは、E地点とF地点を結んだ直線及び陸岸により囲まれた海域。
 4 海域における全窒素及び全リンの環境基準の達成状況は環境基準点において、表層（上層）の年間平均値が当てはめられた類型の環境基準に適合している場合に、環境基準を達成しているものと評価する。複数の環境基準点が存在する水域は各環境基準点の表層（上層）の年間平均値を平均した値で評価する。

河 川（全亜鉛）

（測定地点数は環境基準点の数）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	23／23	伊豆水域(3)、鮎沢川水域(2)、狩野川水域(4)、田子の浦水域(2)、富士川水域(2)、奥駿河湾水域(1)、静岡水域(3)、志太水域(2)、大井川水域(3)、天竜川水域(1)	—	23／23
生物特A	—	—	—	—
生物B	41／41	伊豆水域(3)、狩野川水域(6)、田子の浦水域(2)、富士川水域(1)、奥駿河湾水域(3)、静岡水域(2)、志太水域(4)、榛南小笠水域(7)、太田川水域(7)、天竜川水域(1)、馬込川水域(2)、浜名湖水域(3)	—	41／41
生物特B	—	—	—	—
合 計	64／64	64	0	64／64
達成率	100%	—	—	100%

湖 沼（全亜鉛）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	1／1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1／1
生物特A	—	—	—	—
生物B	1／1	佐鳴湖出口拓希橋	—	1／1
生物特B	—	—	—	—
合 計	2／2	2	0	2／2
達成率	100%	—	—	100%

海 域（全亜鉛）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	3／3	浜名湖（湖心、松見ヶ浦、猪鼻湖）	—	3／3
生物特A	5／5	浜名湖（新所、新居、鷺津、白洲、塩田）	—	5／5
生物B	—	—	—	—
生物特B	—	—	—	—
合 計	8／8	8	0	8／8
達成率	100%	—	—	100%

河 川（ノニルフェノール、LAS）

（測定地点数は環境基準点の数）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	23／23	伊豆水域(3)、鮎沢川水域(2)、狩野川水域(4)、田子の浦水域(2)、富士川水域(2)、奥駿河湾水域(1)、静岡水域(3)、志太水域(2)、大井川水域(3)、天竜川水域(1)	—	23／23
生物特A	—	—	—	—
生物B	41／41	伊豆水域(3)、狩野川水域(6)、田子の浦水域(2)、富士川水域(1)、奥駿河湾水域(3)、静岡水域(2)、志太水域(4)、榛南小笠水域(7)、太田川水域(7)、天竜川水域(1)、馬込川水域(2)、浜名湖水域(3)	—	41／41
生物特B	—	—	—	—
合 計	64／64	64	0	64／64
達成率	100%	—	—	100%

湖 沼（ノニルフェノール、LAS）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	1／1	佐久間ダム貯水池ダムサイト	—	1／1
生物特A	—	—	—	—
生物B	1／1	佐鳴湖出口拓希橋	—	1／1
生物特B	—	—	—	—
合 計	2／2	2	0	2／2
達成率	100%	—	—	100%

海 域（ノニルフェノール、LAS）

水域類型	令和7年度			令和6年度
	達成測定地点数 ／測定地点数	達成測定地点	非達成 測定地点	達成測定地点数 ／測定地点数
生物A	3／3	浜名湖（湖心、松見ヶ浦、猪鼻湖）	—	3／3
生物特A	5／5	浜名湖（新所、新居、鷺津、白洲、塩田）	—	5／5
生物B	—	—	—	—
生物特B	—	—	—	—
合 計	8／8	8	0	8／8
達成率	100%	—	—	100%

(4) 水質の現況と推移

ア 水質の現況

(ア) 河川

AA～Dの環境基準類型を設定している河川（42河川、64地点）のうち、水浴に適し、アマゴやイワナ等の水産物の生息に適する水質のBOD 2mg/L以下（A類型相当：75%値で評価）の測定地点（環境基準点）は59地点で、全体の92%を占めた。

アユ等の生息に適する水質であるBOD 3mg/L以下（B類型相当：75%値で評価）の測定地点は、63地点で、全体の98%を占めた（表Ⅳ－6－(1)）。

(イ) 湖沼

A、Bの環境基準類型を設定している湖沼（2湖沼、2地点）のうち、佐鳴湖出口拓希橋では依然としてCOD値が8.6mg/L（75%値）と高かった（表Ⅳ－6－(3)）。

(ウ) 海域

A～Cの環境基準類型を設定している海域（54地点）のうち、水浴に適し、マダイ、ブリ等の水産物の生息に適する水質のCOD 2mg/L以下（A類型相当：75%値で評価）を示した測定地点は、40地点で全体の74%を占めた。（表Ⅳ－6－(6)）

表Ⅳ－６－(1) 河川の測定地点（環境基準点）の水質汚濁状況（BOD：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6年度 75%値
伊豆	伊東大川上流	1	伊東大川八代田橋	A	0/12	0.7	0.7	<0.5~1.4	0.8
	伊東大川下流	2	伊東大川渚橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.3	0.6
	河津川	3	河津川館橋	AA	1/12	0.9	0.7	<0.5~1.2	<0.5
	稲生沢川	4	稲生沢川新下田橋	A	0/12	1.1	0.8	<0.5~1.2	0.6
	青野川	6	青野川加畑橋	A	0/12	0.6	0.6	<0.5~0.9	0.7
	白田川	184	白田川しらなみ橋	AA	1/12	0.5	0.6	<0.5~1.3	<0.5
鮎沢川	鮎沢川	20	鮎沢川竹の下えん堤	A	0/12	0.8	0.8	<0.5~1.6	0.7
		19	鮎沢川県境	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.2	0.7
狩野川	狩野川上流	21	狩野川瑞祥橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.9	<0.5
	狩野川中流	22	狩野川大仁橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.7	<0.5
	狩野川下流	24	狩野川徳倉橋	AA	1/12	0.6	0.7	<0.5~1.5	0.6
		25	狩野川黒瀬橋	AA	1/12	0.7	0.7	<0.5~1.6	0.6
	来光川上流	169	来光川大土肥橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.5	0.8
	来光川下流	170	来光川蛇ヶ橋	AA	2/12	1.0	0.7	<0.5~1.2	<0.5
	大場川上流	171	大場川出逢橋	A	0/12	0.8	0.7	<0.5~1.1	1.1
	大場川下流	28	大場川塚本橋	A	0/12	1.1	1.0	0.6~2.0	0.8
	黄瀬川上流	29	黄瀬川あゆつぼの滝	A	0/12	1.1	0.9	<0.5~1.9	0.7
	黄瀬川下流	30	黄瀬川黄瀬川橋	A	4/12	2.1*	1.7	1.1~2.5	1.6
田子の浦	沼川上流	39	沼川井出六橋	B	0/12	2.1	1.6	0.8~2.5	1.7
	沼川下流	41	沼川沼川新橋	B	0/12	1.9	1.6	0.7~2.7	1.8
	潤井川	166	潤井川くすのき橋	A	0/12	0.9	0.7	<0.5~1.2	0.8
		188	潤井川前田橋	A	0/12	1.6	1.3	0.6~1.9	1.4
富士川	富士川下流	45	富士川富士川橋	A	0/12	1.0	0.7	<0.5~1.3	0.7
	芝川上流	167	芝川横手沢橋	AA	0/12	0.7	0.6	<0.5~0.9	0.5
	芝川下流	168	芝川芝富橋	AA	0/12	0.7	0.6	<0.5~0.8	0.7
奥駿河湾	興津川上流	51	興津川八幡橋	AA	0/8	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	0.5
	興津川下流	52	興津川浦安橋	AA	0/8	<0.5	0.5	<0.5~0.5	<0.5
	巴川	48	巴川巴川橋(区境巴川橋)	C	0/8	1.1	0.9	<0.5~1.3	1.0
		49	巴川港橋	C	0/8	0.9	0.7	<0.5~1.0	0.8
静岡	安倍川上流	85	安倍川曙橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	安倍川下流	87	安倍川安倍川橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.8	<0.5
	藁科川	86	藁科川牧ヶ谷橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	浜川	89	浜川浜川新橋	A	0/8	1.1	1.0	0.5~1.3	1.1
	丸子川	90	丸子川ぺったん橋	A	0/8	0.5	0.6	<0.5~1.1	0.5
志太	瀬戸川上流	92	瀬戸川勝草橋	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	0.5
	瀬戸川下流及び 朝比奈川下流	93	瀬戸川当目大橋	B	0/12	0.8	0.9	<0.5~2.9	1.0
	朝比奈川上流	94	朝比奈川横内新橋	AA	0/12	0.5	0.6	<0.5~0.8	0.7
	小石川	96	小石川八雲橋	D	0/12	1.3	1.0	0.5~1.7	1.3
	黒石川	97	黒石川黒石橋	C	0/12	2.7	1.8	0.6~3.9	1.8
	枋山川	99	枋山川一色大橋	B	1/12	1.2	1.4	0.6~4.4	1.6
大井川	大井川上流	100	大井川下泉橋	AA	0/12	<0.5	0.5	<0.5~0.6	<0.5
	大井川中流	101	大井川神座	AA	0/12	<0.5	<0.5	<0.5~<0.5	<0.5
	大井川下流	102	大井川富士見橋	A	1/12	1.3	1.0	<0.5~2.4	0.9

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6年度 75%値
榛南小笠	菊川上流	106	菊川高田橋	A	3/12	2.0	1.8	0.7~3.4	1.4
	菊川下流	107	菊川国安橋	A	4/12	2.4*	1.7	0.6~3.1	1.2
	牛淵川	172	牛淵川鹿島橋	B	1/12	1.8	1.9	1.1~4.9	1.5
	萩間川	110	萩間川湊橋	A	0/12	0.9	0.8	<0.5~1.1	1.2
	湯日川	174	湯日川岩留橋	A	0/12	0.8	0.8	<0.5~1.7	1.0
	坂口谷川	178	坂口谷川寄子橋	B	0/12	1.4	1.0	0.6~1.6	1.2
	勝間田川	179	勝間田川港橋	A	0/12	1.0	0.9	0.5~1.7	1.0
太田川	太田川上流	114	太田川二瀬(西)橋	AA	3/12	0.9	0.9	<0.5~1.9	0.9
	太田川下流	115	太田川豊浜橋	A	2/12	1.5	1.4	<0.5~3.8	0.7
	原野谷川	116	原野谷川二瀬(東)橋	A	2/12	1.4	1.3	0.5~3.4	1.2
	仿僧川	118	仿僧川東橋	C	0/12	1.1	1.1	0.7~1.9	1.1
	敷地川	173	敷地川向笠2号橋	A	1/12	1.7	1.6	0.6~3.4	1.1
	逆川上流	175	逆川鞍下橋	AA	0/12	0.8	0.7	<0.5~0.9	0.7
	逆川下流	177	逆川曙橋	B	0/12	1.9	1.5	0.6~2.7	1.9
天竜川	天竜川上流	121	天竜川鹿島橋	AA	0/12	0.6	0.6	<0.5~0.7	0.8
	天竜川下流	122	天竜川掛塚橋	AA	1/12	0.8	0.7	<0.5~1.1	0.7
馬込川	馬込川上流	127	馬込川茄子橋	B	0/12	1.0	1.0	0.5~1.3	1.2
	馬込川下流	128	馬込川白羽橋	C	0/12	1.0	1.0	0.6~1.9	0.9
浜名湖	新川	147	新川志都呂橋	C	3/12	5.0	4.8	3.3~8.0	4.5
	伊佐地川	146	伊佐地川中之谷橋	A	0/12	1.0	0.8	<0.5~1.7	1.5
	都田川	144	都田川落合橋	A	3/12	1.9	2.6	0.5~11	1.9

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表Ⅳ－6－(2) 河川の環境基準点(測定地点)の水質汚濁状況(水生生物保全項目：mg/L)

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
伊豆	伊東大川上流	1	伊東大川八代田橋	生物A	0/1	0.026	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	伊東大川下流	2	伊東大川渚橋	生物B	0/1	0.008	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	河津川	3	河津川館橋	生物A	0/1	0.019	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	稲生沢川	4	稲生沢川新下田橋	生物B	0/1	0.007	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	青野川	6	青野川加畑橋	生物B	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	白田川	184	白田川しらなみ橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
鮎沢川	鮎沢川	20	鮎沢川竹の下えん堤	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		19	鮎沢川県境	生物A	0/1	0.005	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
狩野川	狩野川上流	21	狩野川瑞祥橋	生物A	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	狩野川中流	22	狩野川大仁橋	生物A	0/4	0.001	0/2	0.00008	0/2	0.0013
	狩野川下流	24	狩野川徳倉橋	生物B	0/4	0.005	0/2	<0.00006	0/2	0.0010
		25	狩野川黒瀬橋	生物B	0/4	0.005	0/2	<0.00006	0/2	0.0009
	来光川上流	169	来光川大土肥橋	生物A	0/1	0.002	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	来光川下流	170	来光川蛇ヶ橋	生物B	0/4	0.002	0/2	<0.00006	0/2	0.0021
	大場川上流	171	大場川出逢橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	大場川下流	28	大場川塚本橋	生物B	0/4	0.009	0/2	<0.00006	0/2	0.0013
	黄瀬川上流	29	黄瀬川あゆつぼの滝	生物B	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	黄瀬川下流	30	黄瀬川黄瀬川橋	生物B	0/4	0.013	0/2	<0.00006	0/2	0.0029
田子の浦	沼川上流	39	沼川井出六橋	生物B	0/2	0.009	0/2	<0.00006	0/2	0.0029
	沼川下流	41	沼川沼川新橋	生物B	0/2	0.008	0/2	<0.00006	0/2	0.0024

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
田子の浦	潤井川	166	潤井川くすのき橋	生物A	0/1	0.010	0/1	0.00010	0/1	0.0007
		188	潤井川前田橋	生物A	0/2	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0007
富士川	富士川下流	45	富士川富士川橋	生物B	0/12	0.001	0/2	<0.00006	0/4	<0.0006
	芝川上流	167	芝川横手沢橋	生物A	0/1	0.020	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	芝川下流	168	芝川芝富橋	生物A	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
奥駿河湾	興津川上流	51	興津川八幡橋	生物A	0/8	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0006
	興津川下流	52	興津川浦安橋	生物B	0/8	0.004	0/2	<0.00006	0/2	0.0009
	巴川	48	巴川巴川橋(区境巴川橋)	生物B	0/8	0.010	0/2	<0.00006	0/2	0.0014
		49	巴川港橋	生物B	0/8	0.009	0/2	<0.00006	0/2	0.0035
静岡	安倍川上流	85	安倍川曙橋	生物A	0/4	0.002	0/2	<0.00006	0/1	<0.0006
	安倍川下流	87	安倍川安倍川橋	生物A	0/4	<0.001	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	藁科川	86	藁科川牧ヶ谷橋	生物A	0/4	0.001	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	浜川	89	浜川浜川新橋	生物B	0/8	0.012	0/2	<0.00006	0/2	0.0030
	丸子川	90	丸子川べったん橋	生物B	0/8	0.003	0/2	<0.00006	0/2	0.0008
志太	瀬戸川上流	92	瀬戸川勝草橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	瀬戸川下流及び朝比奈川下流	93	瀬戸川当目大橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	0.0028
	朝比奈川上流	94	朝比奈川横内新橋	生物A	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	小石川	96	小石川八雲橋	生物B	0/1	0.008	0/1	<0.00006	0/2	0.011
	黒石川	97	黒石川黒石橋	生物B	0/1	0.007	0/1	<0.00006	0/2	0.011
	栃山川	99	栃山川一色大橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	0.0012
大井川	大井川上流	100	大井川下泉橋	生物A	0/1	0.003	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	大井川中流	101	大井川神座	生物A	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	大井川下流	102	大井川富士見橋	生物A	0/4	0.002	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
榛南小笠	菊川上流	106	菊川高田橋	生物B	0/4	0.006	0/2	0.00006	0/4	0.0069
	菊川下流	107	菊川国安橋	生物B	0/4	0.008	0/2	<0.00006	0/4	0.0036
	牛淵川	172	牛淵川鹿島橋	生物B	0/4	0.005	0/2	<0.00006	0/4	0.011
	萩間川	110	萩間川湊橋	生物B	0/2	0.008	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	湯日川	174	湯日川岩留橋	生物B	0/1	0.004	0/1	<0.00006	0/1	0.0013
	坂口谷川	178	坂口谷川寄子橋	生物B	0/1	0.008	0/1	<0.00006	0/1	0.0015
	勝間田川	179	勝間田川港橋	生物B	0/1	0.019	0/1	<0.00006	0/2	0.0058
太田川	太田川上流	114	太田川二瀬(西)橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	太田川下流	115	太田川豊浜橋	生物B	0/1	0.009	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	原野谷川	116	原野谷川二瀬(東)橋	生物B	0/1	0.010	0/1	<0.00006	0/1	0.0006
	仿僧川	118	仿僧川東橋	生物B	0/1	0.018	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	敷地川	173	敷地川向笠2号橋	生物B	0/2	0.020	0/1	<0.00006	0/2	0.0023
	逆川上流	175	逆川鞍下橋	生物B	0/2	0.009	0/1	<0.00006	0/1	0.0010
	逆川下流	177	逆川曙橋	生物B	0/1	0.011	0/1	<0.00006	0/1	0.0014
天竜川	天竜川上流	121	天竜川鹿島橋	生物A	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
	天竜川下流	122	天竜川掛塚橋	生物B	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
馬込川	馬込川上流	127	馬込川茄子橋	生物B	0/4	0.004	0/2	0.00008	0/2	0.0032
	馬込川下流	128	馬込川白羽橋	生物B	0/4	0.008	0/2	0.00018	0/2	0.0042
浜名湖	新川	147	新川志都呂橋	生物B	0/4	0.007	0/2	<0.00006	0/2	0.0010
	伊佐地川	146	伊佐地川中之谷橋	生物B	0/4	0.005	0/2	<0.00006	0/2	0.0032
	都田川	144	都田川落合橋	生物B	0/4	0.003	0/2	<0.00006	0/2	0.0014

(注) m/n は(環境基準値を超える検体数)/(総検体数)

表Ⅳ－６－(3) 湖沼の環境基準点（測定地点）の水質汚濁状況（COD：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6 年度 75%値
天竜川	佐久間ダム 貯水池	187	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	A	0／10	2.6	2.2	1.4～2.8	2.1
浜名湖	佐鳴湖	148	佐鳴湖出口拓希橋	B	12／12	8.6*	8.2	6.4～9.5	7.0*

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表Ⅳ－６－(4) 湖沼の水質汚濁状況（全燐：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	環境 基準	X/Y	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6 年度 平均値
天竜川	佐久間ダム 貯水池	187	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	IV	0.05	0／10	0.021	0.009～0.036	0.034

(注) X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表Ⅳ－６－(5) 湖沼の環境基準点（測定地点）の水質汚濁状況（水生生物保全項目：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
天竜川	佐久間ダム 貯水池	187	佐久間ダム貯水池 ダムサイト	生物A	0／10	0.006	0／3	<0.00006	0／3	0.0006
浜名湖	佐鳴湖	148	佐鳴湖出口拓希橋	生物B	0／4	0.008	0／2	<0.00006	0／2	<0.0006

(注) m/n は(環境基準値を超える検体数)/(総検体数)

表Ⅳ－６－(6) 海域の環境基準点（測定地点）の水質汚濁状況（COD：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6 年度 75%値
伊豆	伊豆沿岸海 域	8	神奈川県境沖	A	0／4	1.0	1.0	0.6～1.4	1.2
		9	熱海港港中央	A	0／4	1.0	0.9	0.6～1.3	1.1
		10	網代漁港港中央	A	0／4	0.8	0.9	0.7～1.4	1.1
		11	網代漁港沖	A	0／4	1.0	0.9	0.7～1.3	1.2
		12	伊東港港中央	A	0／4	0.9	0.9	0.6～1.2	1.3
		13	稲取漁港港中央	A	0／4	0.8	0.8	0.6～1.1	1.0
		14	下田港港中央	A	0／4	1.4	1.3	0.7～1.5	1.3
		15	妻良漁港港中央	A	0／4	1.1	0.9	<0.5～1.2	1.3
		16	松崎港港中央	A	0／4	0.9	0.9	<0.5～1.3	1.1
		17	土肥港港中央	A	0／4	1.0	0.8	0.5～1.1	1.1
奥駿 河湾	田子の浦港	18	戸田漁港港中央	A	0／4	1.1	1.2	1.0～1.8	1.2
		60	C水域田子の浦港（1）	C	0／12	2.8	2.5	1.7～4.1	4.5
		61	C水域田子の浦港（2）	C	0／12	4.1	3.6	1.7～4.9	4.5
	田子の浦地 先海域(甲)	62	C水域田子の浦港（3）	C	0／8	2.0	1.8	1.2～2.6	2.8
		63	B水域田子の浦地先（1）	B	1／8	2.0	1.9	1.1～3.4	3.1*
		64	B水域田子の浦地先（2）	B	0／8	2.0	1.7	1.1～2.5	2.6
		65	B水域田子の浦地先（3）	B	0／8	2.1	1.9	1.2～2.9	2.7

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	X/Y	75%値	平均値	日間平均値 の範囲	(参考) R 6 年度 75%値
奥 駿 河 湾	田子の浦地 先海域(乙)	66	A 水域田子の浦地先 (1)	A	2/8	2.0	1.6	0.8~2.1	1.9
		67	A 水域田子の浦地先 (2)	A	0/8	1.6	1.4	0.7~1.9	2.1*
		68	A 水域田子の浦地先 (3)	A	1/8	1.7	1.5	0.8~2.2	2.1*
	奥駿河湾	59	I. B. P	A	1/4	1.5	1.7	1.2~2.7	1.7
		57	富士川沖	A	1/4	1.9	1.9	1.2~2.9	2.7*
		58	由比川沖	A	1/4	1.7	1.8	1.1~3.1	1.8
		69	田子の浦沖	A	1/4	1.3	1.5	1.0~2.5	1.6
		70	原町沖	A	2/4	2.1*	1.8	1.2~2.2	2.2*
		71	志下沖	A	2/4	2.5*	2.0	1.2~2.9	2.0
		72	狩野川河口沖	A	0/4	1.7	1.5	1.1~1.7	2.3*
	清水港	56	江尻埠頭沖	B	0/4	2.1	1.9	1.5~2.2	2.2
	沼津港外港及び その前面海域	73	沼津新港前面海域	B	0/4	1.5	1.5	1.3~1.8	1.4
西 駿 河 湾	用宗漁港	79	用宗漁港港中央	B	0/4	1.6	1.5	1.1~1.7	1.3
	西駿河湾	74	久能沖	A	0/4	1.5	1.5	1.1~1.8	1.6
		75	高松沖	A	1/4	1.7	1.7	1.3~2.1	1.6
		76	石部沖	A	0/4	1.7	1.4	0.8~1.9	1.8
		77	焼津漁港沖	A	0/4	1.4	1.3	1.1~1.4	1.6
		78	柝山川沖	A	0/4	1.5	1.3	1.0~1.5	1.6
		83	勝間田川沖	A	0/4	1.6	1.5	1.2~1.7	1.7
		84	御前崎港港中央	A	0/4	1.6	1.5	1.3~1.6	2.0
	焼津漁港	80	焼津漁港焼津地区港中央	B	0/4	2.6	2.3	1.5~2.8	2.4
		81	焼津漁港小川地区港中央	B	0/4	2.6	2.3	1.5~2.8	2.7
	大井川港	82	大井川港港中央	B	0/4	1.9	1.9	1.6~2.1	2.1
浜 名 湖	浜名湖	133	浜名湖湖心	A	4/12	2.1*	1.9	1.5~2.4	2.2*
		135	浜名湖新所	A	5/12	2.1*	1.9	1.4~2.4	2.1*
		139	浜名湖新居	A	1/12	1.7	1.6	1.3~2.2	1.6
	鷺津湾	134	浜名湖鷺津	B	0/12	2.3	2.0	1.5~2.8	2.2
	松見ヶ浦	141	浜名湖松見ヶ浦	B	0/12	2.3	2.0	1.5~3.0	2.1
	猪鼻湖	138	浜名湖猪鼻湖	B	0/12	2.6	2.3	1.7~2.9	2.8
	奥庄内湖	136	浜名湖白洲	B	0/12	2.5	2.1	1.4~2.9	2.3
	宇布見湾	131	浜名湖塩田	B	0/12	1.5	1.5	1.1~2.4	1.7
遠 州 灘	遠州灘	151	新野川沖	A	0/4	1.1	1.2	0.7~1.9	1.4
		152	菊川沖	A	0/4	1.1	1.1	1.0~1.3	1.4
		153	太田川沖	A	1/4	1.1	1.3	1.0~2.2	1.3
		154	馬込川沖	A	0/4	1.3	1.3	0.9~1.8	1.5
		155	浜名湖沖	A	0/4	1.5	1.5	1.2~1.8	1.7
		156	愛知県境沖	A	0/4	1.4	1.4	1.1~1.7	1.7

(注) *印は基準超過値、X/Yは(環境基準値に適合しない日数)/(総測定日数)

表Ⅳ－６－(7) 海域の水質汚濁状況（全窒素、全磷：mg/L）

水域名	環境基準 類型	年度平均値		環境基準	測定地点
		全窒素	全 磷		
浜名湖（イ）	海域Ⅱ	0.20	0.023	全窒素 0.3 全 磷 0.03	新居、新場
浜名湖（ロ）	海域Ⅲ	0.30	0.027	全窒素 0.6 全 磷 0.05	湖心、新所、猪鼻湖
浜名湖（ハ）	海域Ⅲ	0.37	0.036	全窒素 0.6 全 磷 0.05	白洲、雄踏

（注）浜名湖における全窒素と全磷の年度平均値は各測定地点表層（上層）の年平均を平均した値

表Ⅳ－６－(8) 海域の水質汚濁状況（水生生物保全項目：mg/L）

水域名		地点 番号	測定地点名	類型	全亜鉛		ノニルフェノール		LAS	
					m/n	平均	m/n	平均	m/n	平均
浜名湖	浜名湖イ	133	浜名湖湖心	生物A	0/2	0.006	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
		138	浜名湖猪鼻湖	生物A	0/2	0.006	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
		141	浜名湖松見ヶ浦	生物A	0/1	0.005	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
	浜名湖ロ	131	浜名湖塩田	生物特A	0/2	0.006	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
		134	浜名湖鷺津	生物特A	0/2	0.008	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		135	浜名湖新所	生物特A	0/1	0.005	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006
		136	浜名湖白洲	生物特A	0/2	0.007	0/2	<0.00006	0/2	<0.0006
		139	浜名湖新居	生物特A	0/1	0.006	0/1	<0.00006	0/1	<0.0006

（注）m/n は(環境基準値を超える検体数)/(総検体数)

イ 水質の推移

(ア) 環境基準の達成率の推移

昭和 40 年代後半が水質汚濁のピークであった。環境基準の達成率は昭和 60 年度に 90%を超え、その後 90%から 95%程度で推移している（表Ⅳ－ 7）。

表Ⅳ－ 7 環境基準（BOD又はCOD）達成率の経年変化

年 度	河川 (%)	海域 (%)	湖沼 (%)	全体 (%)
昭和 46	42 (5/12)	—	—	42 (5/ 12)
昭和 48	53 (19/36)	80 (20/25)	0 (0/1)	64 (39/ 61)
昭和 50	73 (31/42)	98 (50/51)	0 (0/1)	86 (81/ 94)
昭和 52	78 (36/46)	94 (51/54)	0 (0/1)	86 (87/101)
昭和 54	78 (36/46)	92 (50/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和 56	73 (34/46)	96 (52/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和 58	76 (35/46)	94 (51/54)	0 (0/1)	85 (86/101)
昭和 60	82 (38/46)	98 (53/54)	0 (0/1)	90 (91/101)
昭和 62	80 (37/46)	92 (50/54)	0 (0/1)	86 (87/101)
平成 元	90 (45/50)	96 (52/54)	0 (0/1)	92 (97/105)
平成 3	89 (51/57)	88 (48/54)	0 (0/1)	88 (99/112)
平成 5	88 (53/60)	88 (48/54)	0 (0/1)	87 (101/115)
平成 7	77 (49/63)	100 (54/54)	0 (0/1)	87 (103/118)
平成 9	87 (56/64)	87 (47/54)	0 (0/1)	86 (103/119)
平成 11	92 (59/64)	92 (50/54)	0 (0/1)	91 (109/119)
平成 13	89 (57/64)	100 (54/54)	0 (0/1)	93 (111/119)
平成 14	87 (56/64)	98 (53/54)	0 (0/2)	91 (109/119)
平成 15	93 (60/64)	100 (54/54)	0 (0/1)	95 (114/119)
平成 17	95 (62/65)	100 (54/54)	0 (0/2)	95 (116/121)
平成 18	95 (61/64)	96 (52/54)	0 (0/2)	94 (113/120)
平成 19	96 (62/64)	98 (53/54)	50 (1/2)	96 (116/120)
平成 20	98 (63/64)	96 (52/54)	50 (1/2)	96 (116/120)
平成 21	98 (63/64)	94 (51/54)	50 (1/2)	95 (115/120)
平成 22	98 (63/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	95 (114/120)
平成 23	98 (63/64)	77 (42/54)	50 (1/2)	88 (106/120)
平成 24	98 (63/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	92 (111/120)
平成 25	96 (62/64)	87 (47/54)	0 (0/2)	90 (109/120)
平成 26	95 (61/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	90 (109/120)
平成 27	98 (63/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	94 (113/120)
平成 28	98 (63/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	94 (113/120)
平成 29	100 (64/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	95 (115/120)
平成 30	100 (64/64)	96 (52/54)	50 (1/2)	97 (117/120)
令和 元	100 (64/64)	87 (47/54)	50 (1/2)	93 (112/120)
令和 2	98 (63/64)	88 (48/54)	50 (1/2)	93 (112/120)
令和 3	100 (64/64)	90 (49/54)	50 (1/2)	95 (114/120)
令和 4	96 (62/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	94 (113/120)
令和 5	98 (63/64)	85 (46/54)	50 (1/2)	91 (110/120)
令和 6	100 (64/64)	85 (46/54)	50 (1/2)	92 (111/120)
令和 7	96 (62/64)	92 (50/54)	50 (1/2)	94 (113/120)

(注) () 内は、達成地点／環境基準点を示す。

(イ) 水質の経年変化

主な環境基準点におけるBOD・CODの年度平均値の経年変化を表Ⅳ-8に示した。
河川と湖沼の令和7年度の平均値は、全ての地点で昭和50年に比べて数値が下がっており、全体的に水質の改善が見られる。

表Ⅳ-8 主な環境基準点におけるBOD(湖沼・海域はCOD)の年度平均値の経年変化

測 定 地 点	調 査 年 度														
	S50	S60	H7	H17	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7
狩 野 川 大仁橋(AA)	1.2	1.3	1.6	0.6	0.5	0.6	0.5	0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
安 倍 川 曙橋(AA)	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	<0.5	0.5	<0.5	<0.5	0.6	<0.5	<0.5	0.5	<0.5
大 井 川 下泉橋(AA)	0.9	0.6	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
天 竜 川 鹿島橋(AA)	0.8	0.7	0.6	0.6	0.6	0.5	0.8	0.9	0.8	0.6	0.7	0.6	0.6	0.7	0.6
太 田 川 二瀬(西)橋(AA)	1.6	1.4	1.5	1.0	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.9	0.7	0.7	0.9
菊 川 高田橋(A)	2.1	2.1	1.7	1.3	0.9	0.7	1.7	1.7	1.1	1.3	1.7	1.6	1.4	1.5	1.8
大 場 川 塚本橋(A)	4.7	5.0	5.7	2.0	1.2	1.3	0.9	1.1	0.9	0.8	0.9	1.1	0.9	0.7	1.0
黄 瀬 川 あゆつぼの滝(A)	1.6	2.2	2.6	1.7	1.6	1.3	1.1	1.2	0.9	1.4	1.1	0.9	0.9	0.7	0.9
沼 川 沼川新橋(B)	5.3	5.4	5.9	3.5	3.2	3.2	2.9	2.1	2.2	2.2	2.4	1.6	1.5	1.9	1.6
瀬 戸 川 当目大橋(B)	4.6	2.6	1.9	1.3	1.0	1.0	1.0	1.1	0.9	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.9
巴 川 区境巴川橋(C)	8.7	7.7	8.2	4.6	1.3	1.6	1.6	1.5	1.3	1.3	1.3	1.3	1.4	0.9	0.9
馬 込 川 白羽橋(C)	11	4.1	2.8	2.4	1.4	1.0	1.4	1.1	1.0	1.1	0.9	0.9	1.0	0.8	1.0
新 志都呂橋(C)	8.3	9.5	7.0	5.0	3.3	4.2	3.8	3.3	3.9	3.0	3.4	4.2	3.6	3.5	4.8
小 石 川 八雲橋(D)	15	13	5.7	4.2	1.4	1.3	1.8	2.1	1.4	1.8	1.6	1.5	1.1	1.2	1.0
浜 名 湖 湖心(A)	2.3	2.0	1.5	1.3	2.2	2.0	1.9	1.9	1.7	1.8	1.7	1.3	1.9	1.9	1.9
佐 鳴湖出口 拓希橋(B)	14	12	12	11	6.9	8.2	8.1	8.0	7.1	6.4	6.9	7.5	6.7	6.2	8.2

(注) () 内は令和7年度における環境基準類型

ウ 水質ランキング

環境基準点における、BODで見た水質の順位は表Ⅳ－9のとおりである。令和7年度は、
<0.5mg/Lとなった測定地点(環境基準点)は5地点であった。また、1.0mg/L以下の水質が良
好な測定地点は48地点であった。

表Ⅳ－9 河川の環境基準点の水質ランキング (BOD：年度平均値)

	河川名	測定地点	令和7年度	
			順位	水質(BOD mg/L)
1	興津川	八幡橋	1	<0.5
2	安倍川	曙橋	1	<0.5
3	藁科川	牧ヶ谷橋	1	<0.5
4	瀬戸川	勝草橋	1	<0.5
5	大井川	神座	1	<0.5
6	狩野川	瑞祥橋	6	0.5
7	狩野川	大仁橋	6	0.5
8	興津川	浦安橋	6	0.5
9	安倍川	安倍川橋	6	0.5
10	大井川	下泉橋	6	0.5
11	青野川	加畑橋	11	0.6
12	白田川	しらなみ橋	11	0.6
13	芝川	横手沢橋	11	0.6
14	芝川	芝富橋	11	0.6
15	丸子川	ぺったん橋	11	0.6
16	朝比奈川	横内新橋	11	0.6
17	天竜川	鹿島橋	11	0.6
18	伊東大川	八代田橋	18	0.7
19	河津川	館橋	18	0.7
20	狩野川	徳倉橋	18	0.7
21	狩野川	黒瀬橋	18	0.7
22	来光川	蛇ヶ橋	18	0.7
23	大場川	出逢橋	18	0.7
24	潤井川	くすのき橋	18	0.7
25	富士川	富士川橋	18	0.7
26	巴川	港橋	18	0.7
27	逆川	鞍下橋	18	0.7
28	天竜川	掛塚橋	18	0.7
29	伊東大川	渚橋	29	0.8
30	稲生沢川	新下田橋	29	0.8
31	鮎沢川	竹の下えん堤	29	0.8
32	鮎沢川	県境	29	0.8
33	来光川	大土肥橋	29	0.8
34	萩間川	湊橋	29	0.8
35	湯日川	岩留橋	29	0.8
36	伊佐地川	中之谷橋	29	0.8
37	黄瀬川	あゆつぼの滝	37	0.9
38	巴川	巴川橋(区境巴川橋)	37	0.9
39	瀬戸川	当目大橋	37	0.9
40	勝間田川	港橋	37	0.9
41	太田川	二瀬(西)橋	37	0.9
42	大場川	塚本橋	42	1.0
43	浜川	浜川新橋	42	1.0
44	小石川	八雲橋	42	1.0
45	大井川	富士見橋	42	1.0
46	坂口谷川	寄子橋	42	1.0
47	馬込川	茄子橋	42	1.0
48	馬込川	白羽橋	42	1.0

3 地下水の水質汚濁の状況

(1) 地下水の監視

県、国土交通省、水質汚濁防止法の政令市（静岡市、浜松市、沼津市、富士市）が、水質汚濁防止法第 16 条に規定する地下水の水質測定計画に基づき（表Ⅳ－10）、環境モニタリング 41 地点（図Ⅳ－2）及び定点モニタリング 36 地区 125 地点（図Ⅳ－3）の計 166 地点において監視した。

なお、環境モニタリングでは、環境基準の項目のうちアルキル水銀を除く 27 項目を測定し、定点モニタリングでは、これまでの測定で環境基準の非達成項目を測定した。

表Ⅳ－10 令和 7 年度地下水質測定実績総括表

（ ）は県実施分

調査区分	採水 地点数	年間採水 延回数	検体数	調査担当機関
環境モニタリング (10 kmメッシュ)	41 (20)	41 (20)	静岡県：540 国交省：27 静岡市：108 浜松市：312 沼津市：54 富士市：54	静岡県、国土交通省、 静岡市、浜松市、 沼津市、富士市
定点モニタリング (36 地区)	125 (63)	155 (63)	静岡県：82 国交省：0 静岡市：21 浜松市：98 沼津市：35 富士市：124	静岡県、静岡市、 浜松市、沼津市、 富士市
計	166 (83)	196 (83)	1455 (622)	－

(注) 環境モニタリング：県下全域を 10km メッシュに分割し、メッシュ内の地点で監視する。

定点モニタリング：これまでに汚染が判明した地区への対応として定点で継続監視する。

(2) 環境基準

環境基準は表Ⅳ－11 のとおりである。

表Ⅳ－11 地下水の水質汚濁に係る環境基準（令和8年3月31日現在）

項 目	環境基準値 (mg/L)	報告下限値 (mg/L)
カドミウム	0.003以下	0.0003
全シアン	検出されないこと	0.1
鉛	0.01以下	0.005
六価クロム	0.02以下	0.01
砒素	0.01以下	0.005
総水銀	0.0005以下	0.0005
P C B	検出されないこと	0.0005
ジクロロメタン	0.02以下	0.002
四塩化炭素	0.002以下	0.0002
クロロエチレン	0.002以下	0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004以下	0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1以下	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1以下	0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006以下	0.0006
トリクロロエチレン	0.01以下	0.001
テトラクロロエチレン	0.01以下	0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002以下	0.0002
チウラム	0.006以下	0.0006
シマジン	0.003以下	0.0003
チオベンカルブ	0.02以下	0.002
ベンゼン	0.01以下	0.001
セレン	0.01以下	0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10以下	0.02
ふっ素	0.8以下	0.08
ほう素	1以下	0.1
1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005

（注）アルキル水銀は除く。浜松市はP C B測定無し。

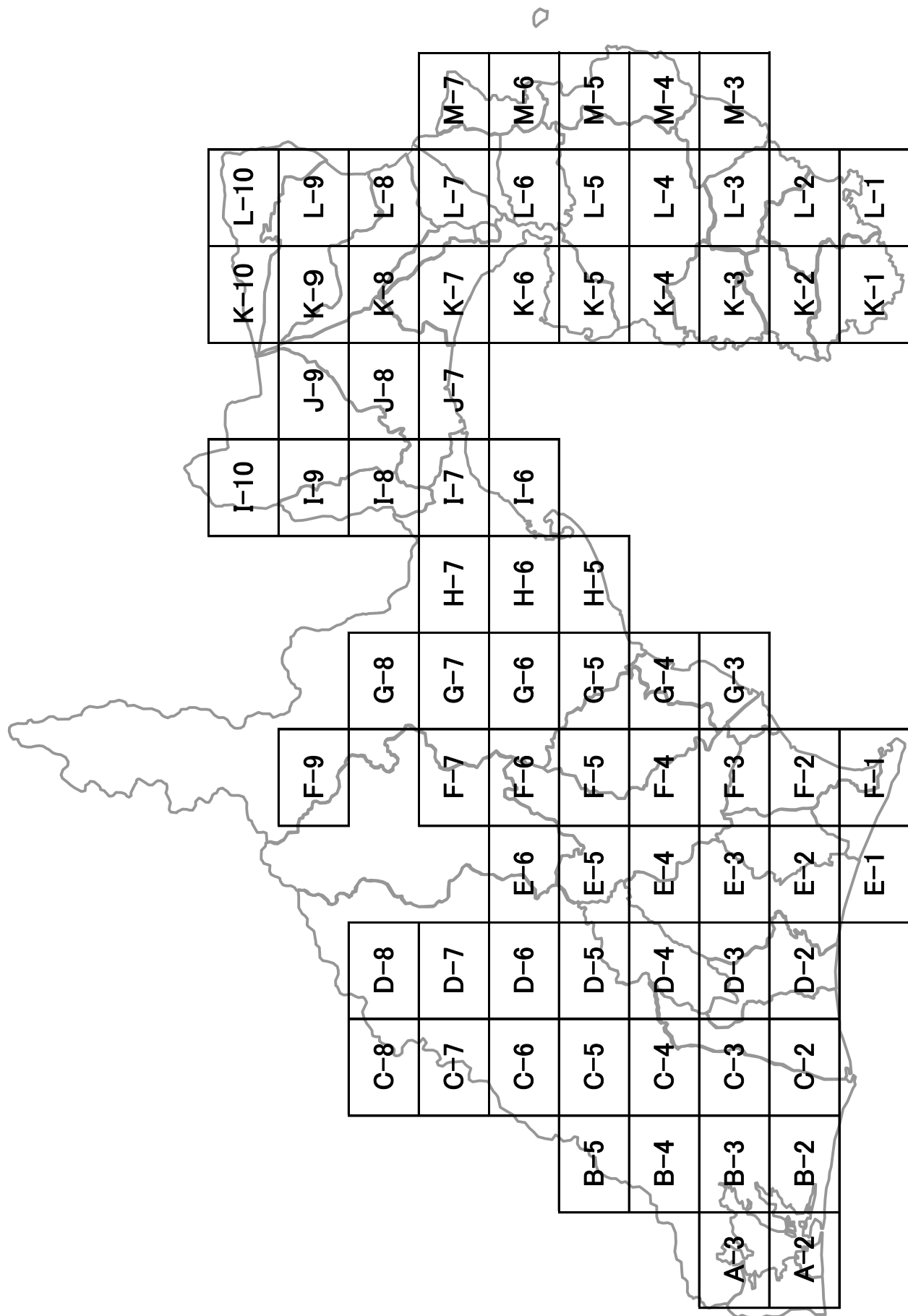
(3) 測定値及び環境基準の達成状況

ア 環境モニタリング

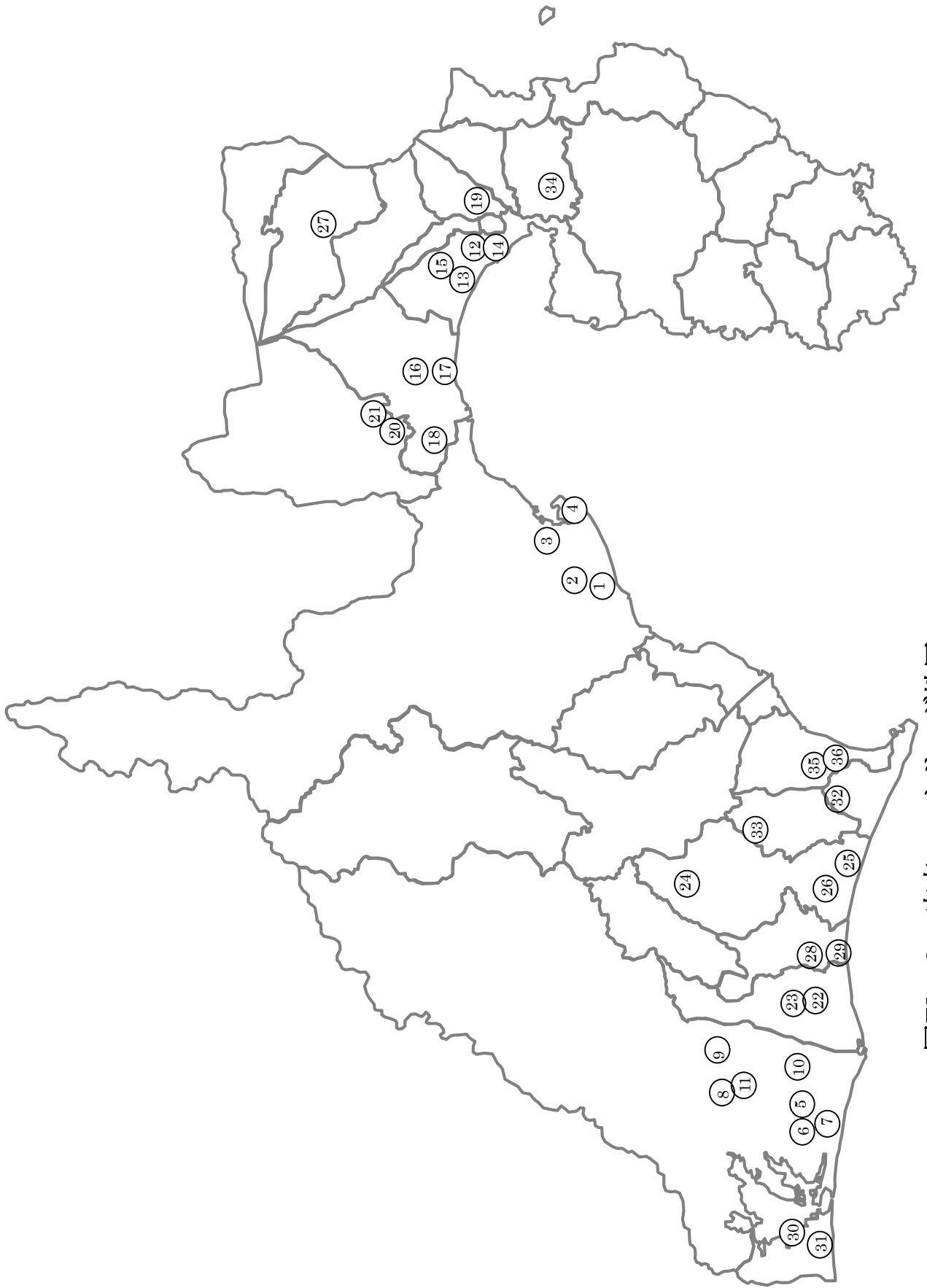
41 地点で実施した結果、2 地点で環境基準を達成しなかった。（表Ⅳ－12）。

イ 定点モニタリング

36 地区 125 地点で実施した結果、表Ⅳ－13 のとおり、25 地区 39 地点で環境基準を達成せず、各項目における環境基準を達成しなかった地区数及び地点数は、表Ⅳ－14 のとおりであった。また、一時達成中の事例は、令和7年度の定点モニタリング調査実施36地区のうち11地区であった（表Ⅳ－15）。



図Ⅳ－２ 環境モニタリング区域(10kmメッシュ)(注)マス中の記号－番号は表Ⅳ－12における区域番号を表す。



図IV－3 定点モニタリング地区 (注) 丸数字は、表IV－13 における地区番号を表す。

表Ⅳ－12 令和7年度環境モニタリング調査の測定結果

太枠部分は環境基準を超過していることを示す。

表中の「－」は表Ⅳ－11の報告下限値未満であることを示す。

区域 番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準	調 査 項 目							
					カドミウム	全リン	鉛	六価 クロム	砒素	総水銀	ジクロロ メタン	四塩 化炭素
				用途	0.003以下	0.01以下	0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.0005以下	0.02以下	0.002以下
A-2	湖西市新居町新居	静岡県	不明	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
A-3	浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日	浜松市	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
B-2	浜松市中央区神ヶ谷町	浜松市	深	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
B-2	浜松市中央区雄踏町山崎	浜松市	不明	飲用	－	－	－	－	－	－	－	－
B-3	浜松市浜名区都田町	浜松市	深	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
B-3	浜松市浜名区細江町中川	浜松市	深	飲用	－	－	－	－	－	－	－	－
C-2	浜松市中央区東町	国土交通省	深	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
C-2	浜松市中央区天王町	浜松市	深	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
C-2	磐田市野箱	静岡県	深	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
C-3	浜松市浜名区中瀬	浜松市	不明	飲用	－	－	－	－	－	－	－	－
C-3	浜松市浜名区中瀬	浜松市	浅	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
C-4	浜松市浜名区於呂	浜松市	浅	飲用	－	－	－	－	－	－	－	－
C-4	磐田市上野部	静岡県	浅	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
D-3	袋井市国本	静岡県	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
D-4	浜松市天竜区横川	浜松市	浅	飲用	－	－	－	－	－	－	－	－
D-5	浜松市天竜区春野町宮川	浜松市	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
D-5	周智郡森町三倉	静岡県	浅	水道水源	－	－	－	－	－	－	－	－
E-2	菊川市川上	静岡県	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
E-4	島田市横岡新田	静岡県	浅	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
E-6	浜松市天竜区春野町川上	浜松市	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
E-6	榛原郡川根本町上長尾	静岡県	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
F-1	御前崎市白羽	静岡県	不明	農業用	－	－	－	－	－	－	－	－
F-3	牧之原市坂部	静岡県	不明	生活用	0.0004	－	－	－	－	－	－	－
F-5	藤枝市本郷	静岡県	不明	生活用	－	－	－	－	－	－	－	－
G-4	焼津市小川	静岡県	湧水	その他	－	－	－	－	－	－	－	－
G-5	静岡市駿河区用宗巴町	静岡市	深	工業用	－	－	－	－	－	－	－	－
G-8	静岡市葵区田代	静岡市	浅	水道水源	－	－	－	－	－	－	－	－
H-5	静岡市清水区宮加三	静岡市	浅	工業用	－	－	－	－	－	－	－	－
H-6	静岡市清水区天王西	静岡市	深	工業用	－	－	－	－	0.006	－	－	－
I-8	富士宮市星山	静岡県	深	工業用	－	－	－	－	－	－	－	－
I-10	富士宮市猪之頭	静岡県	深	その他	－	－	－	－	－	－	－	－

と 測 定 値														単位 : mg/L				
クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チサラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	PCB
0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下	検出されなかった
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.30	1.0	3.8	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3.0	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.21	0.09	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.15	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.89	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.8	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.13	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.2	0.08	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.89	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.86	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.63	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.68	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.65	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.11	0.17	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.17	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.1	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.09	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.64	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.3	0.08	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.42	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4.6	0.19	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	13	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.3	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.81	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.20	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.5	0.16	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.03	0.16	0.20	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.22	0.09	0.1	—	—

区域 番号	地点名	調査 担当 機関	井戸 区分	環境 基準	調 査 項 目							
					カドミウム	全アン	鉛	六価 クロム	砒素	総水 銀	ジクロロ メタン	四塩 化炭 素
				用途	0.003以下	検出されないこと	0.01以下	0.02以下	0.01以下	0.0005以下	0.02以下	0.002以下
J-7	富士市吉原	富士市	浅	工業用	—	—	—	—	—	—	—	—
J-8	富士市今宮	富士市	深	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
K-7	沼津市平沼	沼津市	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
K-10	駿東郡小山町須走	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-3	賀茂郡河津町梨本	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-5	伊豆市加殿	静岡県	湧水	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—
L-7	三島市大場	静岡県	深	一般飲用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-7	沼津市大岡	沼津市	浅	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
L-9	御殿場市深沢	静岡県	深	生活用	—	—	—	—	—	—	—	—
M-4	伊東市赤沢	静岡県	深	水道水源	—	—	—	—	—	—	—	—

と 測 定 値														単位：mg/L				
クロロエチレン	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロパン	チカラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	PCB
0.002以下	0.004以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	0.002以下	0.006以下	0.003以下	0.02以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下	0.05以下	検出されないこと
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2.9	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.60	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	8.3	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.63	0.11	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.42	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.4	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1.7	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.10	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.72	—	—	—	—

表IV-13 令和7年度定点モニタリング調査の測定結果

太字部分は環境基準値を超過していることを示す。

表中の「－」は表IV-11の報告下限値未満であることを示す。

地区番号	市町名	地区名	調査担当機関	地点区分		調査項目	井戸区分	環境基準 用途															
				汚染	対照				六価クロム	砒素	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
																						0.02以下	0.01以下
1	静岡市	新川	静岡市	○		トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	不明	生活用										－	0.019				
				○			深	飲用										－	－				
2	静岡市	古庄	静岡市	○		砒素	深	生活用		0.021													
				○			深	生活用		－													
3	静岡市	七ツ新屋	静岡市	○		トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	深	生活用										－	－				
				○			深	生活用										0.0098					
				○			深	工業用										－	－				
4	静岡市	三保	静岡市	○		四塩化炭素 トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	工業用				－						0.20	0.34				
				○			浅	生活用				－						－	－				
				○			浅	生活用				－						－	－				
5	浜松市	北部	浜松市	○		クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	その他				－	－	0.004				0.013	0.0025				
				○			浅	その他				－	－	－				－	0.0093				
				○			浅	その他				－	－	0.007				0.006	－				
				○			浅	生活用				－	－	－				－	－				
				○			浅	飲用				－	－	－				－	－				
6	浜松市	高塚	浜松市	○		クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン ふっ素、ほう素	浅	その他			0.0047	－	0.023					－	－		0.20	－	
				○			浅	その他			0.019	－	0.10					0.001			0.19	0.1	
				○			浅	生活用			－	－	0.017					－	－		－	－	
				○			不明	不明			－	－	－					－	－		－	－	
7	浜松市	小沢渡	浜松市	○		クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浅	その他				－	－	－				0.021					
				○			浅	生活用				－	－	－				－	－				
				○			浅	生活用				－	－	－				－	－				
8	浜松市	三方原	浜松市	○		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	飲用													13		
				○			深	生活用														15	
				○			深	飲用														9.7	
				○			深	その他														11	
				○			深	飲用														8.4	
				○			深	飲用														1.2	
9	浜松市	平口	浜松市	○		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	工業用													10		
				○			深	飲用														9.1	
				○			深	飲用														9.9	
10	浜松市	子安	浜松市	○		クロロエチレン 1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	その他			0.0002	－	－	－	－	－	－	－	－				
				○			深	飲用			－	－	－	－	－	－	－	－	－				
				○			深	生活用			－	－	－	－	－	－	－	－	－				
11	浜松市	内野	浜松市	○		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	生活用													11		
				○			深	生活用														11	
				○			深	生活用														11	
				○			不明	生活用														2.9	
				○			深	生活用														11	
				○			不明	生活用														10	
12	沼津市	大岡	沼津市	○		1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	生活用				－	－	－	－			－	0.0021				
				○			不明	生活用				－	－	－	－			－	－				
13	沼津市	沼津駅周辺	沼津市	○		1,1,1-ジクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	生活用							－			－	0.0021				
				○			浅	生活用							－			－	－				
				○			浅	生活用	採水不可のため測定無し														
14	沼津市	下香貫	沼津市	○		硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	浅	生活用													7.7		
				○			不明	生活用														1.6	
				○			不明	生活用														8.8	
15	沼津市	足高	沼津市	○		1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン 硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	深	一般飲用				－	－					0.005		11			
				○			深	生活用				－	－					0.014		1.3			
				○			深	生活用				－	－					0.004		1.8			
				○			深	その他				－	－					0.012		3.7			
16	富士市	柳島	富士市	○		1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン	浅	その他						－				0.038					
				○			浅	その他						－				－					
17	富士市	鯉島	富士市	○		1,1-ジクロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン テトラクロロエチレン	浅	その他				－	－					0.017					
				○			浅	その他				－	－					－					
				○			浅	その他				－	－					－					
18	富士市	中之郷	富士市	○		四塩化炭素 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン	深	工業用				－		0.010				－	0.0029	0.011			
				○			深	水道水源				－		－				－	－				
				○			深	工業用			0.00023			－				－	－				
19	三島市	中郷	静岡県	○		六価クロム	浅	その他	0.06														
				○			浅	その他		－													
				○			浅	工業用		－													
				○			深	その他		－													

地区番号	市町名	地区名	調査担当機関	地点区分		調査項目	井戸区分	環境基準 用途	六価クロム	砒素	四塩化炭素	クロロエチレン	1,1-ジクロロエチレン	1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエチレン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素		
				汚染	対照				0.02以下	0.01以下	0.002以下	0.002以下	0.1以下	0.04以下	1以下	0.006以下	0.01以下	0.01以下	10以下	0.8以下	1以下		
20	富士宮市	貫戸	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		浅	生活用											7.5				
			○	深			一般飲用										10						
			○	浅			飲用										1.8						
21	山本	静岡県	静岡県	○	砒素		深	農業用		0.082													
			○	深			飲用	採水不可のため測定無し															
			○	浅			飲用		—														
			○	深			一般飲用		—														
			○	深			工業用													11			
22	東貝塚	静岡県	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		浅	その他											0.25				
			○	浅			生活用											0.03					
			○	深			その他												18				
23	富丘	静岡県	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		深	その他												14			
			○	浅			その他												1.8				
			○	浅			その他												4.4				
			○	浅			生活用												10				
			○	浅			生活用												0.57				
24	大和田	静岡県	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		浅	生活用											1.0				
			○	浅			生活用																
			○	浅			生活用																
25	掛川市	国安	静岡県	○	砒素		深	工業用		0.009													
			○	深			工業用		0.008														
			○	浅			工業用		—														
26	大淵	静岡県	静岡県	○	ふっ素		深	生活用												0.86			
			○	深			工業用													0.14			
			○	深			工業用													0.36			
27	御殿場市	杉名沢	静岡県	○	クロロエチレン 1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン		深	生活用				0.39		5.6			0.010						
			○	深			その他			0.0013		0.029			—								
			○	深			一般飲用			—		—			—								
			○	深			生活用			—		—			—								
			○	深			工業用																
28	袋井市	南部	静岡県	○	砒素		深	工業用		0.019													
			○	深			その他		0.067														
			○	深			工業用		—														
29	磐田市・袋井市	豊浜・湊	静岡県	○	砒素		不明	工業用		0.009													
			○	不明			その他		0.091														
			○	不明			その他		—														
			○	深			工業用																
30	湖西市	鷺津・吉美	静岡県	○	1,2-ジクロロエチレン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン		浅	工業用					—				0.001	0.010					
			○	浅			工業用					—			—								
			○	浅			その他					—			—								
			○	浅			生活用					—			—								
31	湖西市	白須賀	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		深	工業用											14				
			○	不明			生活用													12			
			○	不明			不明													3.4			
32	御前崎市	上朝比奈・新野	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		不明	その他												5.7			
			○	不明			生活用														13		
			○	不明			生活用														8.4		
			○	不明			生活用														12		
			○	不明			生活用														2.4		
			○	深			生活用														1.7		
			○	浅			生活用														0.12		
			○	不明			生活用														3.5		
33	菊川市	本所	静岡県	○	トリクロロエチレン テトラクロロエチレン		浅	生活用									0.004	0.010					
			○	浅			その他								—	—							
			○	不明			生活用								—	—							
34	伊豆の国市	神島	静岡県	○	砒素		深	その他		0.11													
			○	浅			工業用		—														
			○	深			その他		—														
35	牧之原市	菅ヶ谷	静岡県	○	砒素		深	その他		0.016													
			○	浅			その他		—														
			○	浅			生活用		—														
36	鬼女新田	静岡県	静岡県	○	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		不明	その他											18				
			○	浅			生活用													2.4			
			○	浅			生活用													0.09			

表Ⅳ－14 定点モニタリング調査の環境基準非達成地区数及び地点数

項 目	地区数＊	地点数＊
六価クロム	1	1
砒素	6	7
クロロエチレン	2	3
1,2-ジクロロエチレン	2	2
トリクロロエチレン	5	6
テトラクロロエチレン	4	5
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	8	17
ふっ素	1	1
計	29	42

＊複数項目において環境基準を超過した地区及び地点が存在する。

表Ⅳ－15 令和7年度定点モニタリング調査結果の環境基準達成期間の状況

基準達成期間	事例数	県モニタリング地区	政令市モニタリング地区
5年間以上	3地区		静岡市七ツ新屋（VOC）15年 沼津市大岡（VOC）13年 沼津市沼津駅周辺（VOC）12年
4年間	1地区		浜松市子安（VOC）
3年間	1地区	掛川市大和田（窒素＊）	
2年間	1地区		沼津市下香貫（窒素＊）
1年間	5地区	富士宮市貫戸（窒素＊） 掛川市国安（砒素） 湖西市鷺津・吉美（VOC） 菊川市本所（VOC）	浜松市平口（窒素＊）
計	11地区		

＊硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素

V ダイオキシン類の状況

1 ダイオキシン類の環境調査

ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、県内の大気等のダイオキシン類による汚染の状況を監視した。

令和7年度に実施したダイオキシン類環境調査の測定地点数及び測定頻度は表V-1のとおりである。（国土交通省、静岡市、浜松市、沼津市及び富士市分を含む。）

表V-1 ダイオキシン類環境調査の調査結果

区分		測 定 地 点 数							測定 頻度	基準超過 地点数	備考
		国土 交通 省	県	静岡 市	浜松 市	沼津 市	富士 市	合計			
大気		0	5	6	3	4	3	21	年2回 又は4回	0	大気常時監視測定局等
水 質	河川	6*	7*	7	3	3	5	29	年 1 回	0	環境基準点等
	湖沼	0	0	0	0	0	0	0	—	0	
	海域	0	1	2	2	1	2	8	年 1 回	0	環境基準点
	小計	6*	8*	9	5	4	7	37	—	0	
地下水		0	5	4	2	2	1	14	年 1 回	0	個人井戸等
土壌		0	5	4	3	2	1	15	年 1 回	0	屋外公共施設等
底 質	河川	6	5	7	3	3	3	27	年 1 回	0	水質（河川）と同地点
	湖沼	0	0	0	0	0	0	0	—	0	
	海域	0	1	2	2	1	2	8	年 1 回	0	水質（海域）と同地点
	小計	6	6	9	5	4	5	35	—	0	
合 計		12*	29*	32	18	16	17	122	—	0	

（注）＊を付記したものは重複地点あり（国土交通省の調査を受け、県が2地点を再調査）

2 ダイオキシン類に係る環境基準

法第7条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境基準が定められている。

表V-2 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	環境基準値
大気	年間平均値が 0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質（水底の底質を除く。）	年間平均値が 1 pg-TEQ/L以下
土壌	1,000 pg-TEQ/g以下
水底の底質	150 pg-TEQ/g以下

3 環境基準の達成状況

令和7年度に調査した全地点において、環境基準を達成している。

4 ダイオキシン類環境調査結果

(1) 大気

No.	測定地点	測定結果 (年平均値) (pg-TEQ/m ³)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/m ³)	環境基準値 (pg-TEQ/m ³)
1	下田総合庁舎 (静岡県)	0.0040 ^A	0.0013～0.32	0.6以下
2	御殿場消防署 (静岡県)	0.0064 ^A		
3	富士宮市役所 (静岡県)	0.062 ^A		
4	自排藤枝局 (静岡県)	0.0058 ^A		
5	湖西市笠子廃棄物処分場 (静岡県)	0.014 ^A		
6	静岡市役所静岡庁舎 (静岡市)	0.014 ^A		
7	静岡市立服織小学校 (静岡市)	0.0039 ^A		
8	静岡市立長田南中学校 (静岡市)	0.0049 ^A		
9	静岡市立清水第七中学校 (静岡市)	0.0060 ^A		
10	静岡市立清水三保第一小学校 (静岡市)	0.0074 ^A		
11	蒲原測定局 (静岡市)	0.0051 ^A		
12	浜松市立葵が丘小学校 (浜松市)	0.0057 ^A		
13	浜松市立北浜小学校 (浜松市)	0.0052 ^A		
14	浜松市立南陽中学校 (浜松市)	0.0055 ^A		
15	沼津市足高拓南自治会館 (沼津市)	0.0075		
16	沼津市浮島地区センター (沼津市)	0.0093		
17	沼津市保健センター (沼津市)	0.0068		
18	沼津市立第三中学校 (沼津市)	0.0044		
19	富士市立鷹岡小学校 (富士市)	0.014 ^A		
20	富士市救急医療センター (富士市)	0.013 ^A		
21	南松野公園 (富士市)	0.019 ^A		

(注) 1 TEQ (Toxic Equivalents : 毒性等量) : ダイオキシン類は種類が多くそれぞれ毒性が異なるので、最も毒性の強い

2, 3, 7, 8 - TCDDの毒性を1として、他のダイオキシンの毒性の強さを換算して評価するときの単位。

なお、調査結果は有効数字2桁で表している。

2 「令和6年度全国の調査結果」とは、環境省が公表した全国の調査結果（地方公共団体実施分も含む）。

3 測定地点欄の（ ）は、測定機関名。

4 測定回数は特に記入のないものは年4回、「A」を付記したものは年2回で、調査結果はその平均値。

* (注) 1～3については、以下の表において同じ。

(2) 水質 (河川)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	富士川富士川橋 (国土交通省)	0.089	0.010～2.6	1以下
2	狩野川徳倉橋 (国土交通省・静岡県)	0.81 ^A		
3	安倍川安倍川橋 (国土交通省)	0.073		
4	大井川富士見橋 (国土交通省)	0.074		
5	菊川高田橋 (国土交通省・静岡県)	0.88 ^A		
6	天竜川鹿島橋 (国土交通省)	0.072		
7	今之浦川於福橋 (静岡県)	0.93		
8	黒石川黒石橋 (静岡県)	0.27		
9	稲生沢川新下田橋 (静岡県)	0.028		
10	鮎沢川竹之下えん堤 (静岡県)	0.026		
11	黄瀬川黄瀬川橋 (静岡県)	0.055		
12	巴川巴川橋 (区境巴川橋) (静岡市)	0.082		
13	巴川港橋 (静岡市)	0.042		
14	丸子川ぺったん橋 (静岡市)	0.023		
15	小坂川150号新小坂川橋 (静岡市)	0.027		
16	浜川浜川新橋 (静岡市)	0.048		
17	興津川浦安橋 (静岡市)	0.022		
18	庵原川庵原川橋 (静岡市)	0.027		
19	新川志都呂橋 (浜松市)	0.59		
20	馬込川白羽橋 (浜松市)	0.29		
21	都田川落合橋 (浜松市)	0.14		
22	沼川植田橋 (沼津市)	0.084		
23	沼川沼川橋 (沼津市)	0.075		
24	浪人川日吉橋 (沼津市)	0.15		
25	潤井川前田橋 (富士市)	0.040		
26	沼川沼川新橋 (富士市)	0.076		
27	小潤井川末端 (富士市)	0.066		
28	岳南排水路沼川吐口 (富士市)	0.11		
29	岳南排水路4号管末端マンホール (富士市)	0.046		

(注) 測定回数は特に記入のないものは年1回、「A」を付記したものは年2回で、調査結果はその平均値。

(3) 水質 (海域)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	下田港港中央 (静岡県)	0.023	0.0086 ~2.6	1以下
2	高松沖 (静岡市)	0.022		
3	江尻埠頭沖 (静岡市)	0.024		
4	浜名湖白州 (浜松市)	0.062		
5	浜名湖塩田 (浜松市)	0.095		
6	沼津新港前面海域 (沼津市)	0.023		
7	田子の浦港 (C-1) (富士市)	0.040		
8	田子の浦港 (C-3) (富士市)	0.021		

(注) 測定回数は年1回。

(4) 水質 (地下水)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/L)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/L)	環境基準値 (pg-TEQ/L)
1	周智郡森町三倉 (静岡県)	0.020	0.0073~0.93	1以下
2	牧之原市坂部 (静岡県)	0.026		
3	駿東郡小山町須走 (静岡県)	0.021		
4	伊豆市加殿 (静岡県)	0.020		
5	賀茂郡河津町梨本 (静岡県)	0.020		
6	静岡市清水区宮加三 (静岡市)	0.024		
7	静岡市駿河区用宗巴町 (静岡市)	0.021		
8	静岡市清水区天王西 (静岡市)	0.020		
9	静岡市葵区田代 (静岡市)	0.020		
10	浜松市浜名区中瀬 (浜松市)	0.032		
11	浜松市天竜区春野町宮川 (浜松市)	0.027		
12	沼津市平沼 (沼津市)	0.020		
13	沼津市西沢田 (沼津市)	0.020		
14	富士市吉原 (富士市)	0.043		

(注) 測定回数は年1回。

(5) 土壌

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/g)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	周智郡森町森 (静岡県)	0.58	0～130	1,000以下
2	牧之原市坂口 (静岡県)	4.1		
3	駿東郡小山町竹之下 (静岡県)	0.059		
4	伊豆市柏久保 (静岡県)	5.1		
5	賀茂郡河津町田中 (静岡県)	0.83		
6	静岡市清水区駒越東町 (静岡市)	1.4		
7	静岡市駿河区用宗5丁目 (静岡市)	16		
8	静岡市清水区高橋4丁目 (静岡市)	0.017		
9	静岡市葵区井川 (静岡市)	0.23		
10	浜松市中央区海老塚2丁目 (浜松市)	1.3		
11	浜松市中央区高塚町 (浜松市)	0.46		
12	浜松市天竜区龍山町戸倉 (浜松市)	0.38		
13	沼津市今沢 (沼津市)	0.10		
14	沼津市今沢 (沼津市)	0.073		
15	富士市米之宮町 (富士市)	0.62		

(注) 測定回数は年1回。

(6) 底質 (河川)

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/ g)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の 範囲 (pg-TEQ/g)	環境基準 (pg-TEQ/g)
1	富士川富士川橋 (国土交通省)	0.21	0.035~290	150以下
2	狩野川徳倉橋 (国土交通省)	2.0		
3	安倍川安倍川橋 (国土交通省)	0.21		
4	大井川富士見橋 (国土交通省)	0.21		
5	菊川高田橋 (国土交通省)	0.67		
6	天竜川鹿島橋 (国土交通省)	0.22		
7	今之浦川於福橋 (静岡県)	3.6		
8	黒石川黒石橋 (静岡県)	2.7		
9	稲生沢川新下田橋 (静岡県)	0.54		
10	鮎沢川竹之下えん堤 (静岡県)	0.28		
11	黄瀬川黄瀬川橋 (静岡県)	0.30		
12	巴川巴川橋 (区境巴川橋) (静岡市)	0.42		
13	巴川港橋 (静岡市)	3.5		
14	丸子川ぺったん橋 (静岡市)	0.45		
15	小坂川 150 号新小坂川橋 (静岡市)	3.9		
16	浜川浜川新橋 (静岡市)	24		
17	興津川浦安橋 (静岡市)	0.12		
18	庵原川庵原川橋 (静岡市)	0.46		
19	新川志都呂橋 (浜松市)	0.48		
20	馬込川白羽橋 (浜松市)	0.68		
21	都田川落合橋 (浜松市)	3.5		
22	沼川植田橋 (沼津市)	3.6		
23	沼川沼川橋 (沼津市)	19		
24	浪人川日吉橋 (沼津市)	2.7		
25	潤井川前田橋 (富士市)	0.17		
26	沼川沼川新橋 (富士市)	71		
27	小潤井川末端 (富士市)	0.31		

(注) 測定回数は年1回。

(7) 底質（海域、湖沼）

No.	測定地点	測定結果 (pg-TEQ/ g)	(参考) 令和6年度 全国の調査結果の範 囲 (pg-TEQ/g)	環境基準値 (pg-TEQ/g)
1	下田港港中央 (静岡県)	7.6	0.11～94	150以下
2	高松沖 (静岡市)	0.34		
3	江尻埠頭沖 (静岡市)	7.1		
4	浜名湖白州 (浜松市)	2.5		
5	浜名湖塩田 (浜松市)	0.81		
6	沼津新港前面海域 (沼津市)	6.9		
7	田子の浦港 (C-1) (富士市)	8.5		
8	田子の浦港 (C-3) (富士市)	2.4		

(注) 測定回数は年1回。

VI 未規制化学物質等の状況

1 調査概要

残留性有機汚染物質等については、生物蓄積性があり難分解性で長距離移動性がある POPs 条約規制物質に追加された 2 物質を調査した。

2 調査物質

残留性有機汚染物質
(2 物質)

- ・ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びその塩
- ・ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) 及びその塩

3 調査地点及び調査対象

残留性有機汚染物質は県内 33 地点 (表VI) で水質を調査した。

4 調査結果

ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩、並びにペルフルオロオクタン酸及びその塩は全ての地点で水環境に係る指針値 (50ng/L 以下、PFOS 及び PFOA の合算値) 未満であった。

表Ⅵ 令和7年度未規制化学物質等調査結果（残留性有機汚染物質等） 単位：ng/L

物質名 地点名		ペルフルオロオクタンスルホン酸及びその塩	ペルフルオロオクタン酸及びその塩	合算値
伊東大川	八代田橋	<1.0	<1.0	<2.0
	渚橋	<1.0	1.0	2.0
河津川	館橋	<1.0	<1.0	<2.0
稲生沢川	新下田橋	<1.0	<1.0	<2.0
青野川	加畑橋	<1.0	<1.0	<2.0
白田川	しらなみ橋	<1.0	<1.0	<2.0
鮎沢川	県境	<1.0	2.2	3.2
	竹の下えん堤	<1.0	1.4	2.4
狩野川	瑞祥橋	<1.0	<1.0	<2.0
来光川	大土肥橋	<1.0	1.2	2.2
大場川	出逢橋	<1.0	<1.0	<2.0
黄瀬川	あゆつぼの滝	<1.0	<1.0	<2.0
潤井川	くすのき橋	1.3	1.3	2.7
芝 川	横手沢橋	<1.0	<1.0	<2.0
	芝富橋	<1.0	1.6	2.6
瀬戸川	勝草橋	<1.0	<1.0	<2.0
	当目大橋	<1.0	1.2	2.2
朝比奈川	横内新橋	<1.0	<1.0	<2.0
小石川	八雲橋	3.3	1.3	4.7
黒石川	黒石橋	<1.0	1.5	2.5
栃山川	一色大橋	<1.0	<1.0	<2.0
大井川	下泉橋	<1.0	<1.0	<2.0
萩間川	湊橋	1.9	3.0	4.9
湯日川	岩留橋	<1.0	1.4	2.4
坂口谷川	寄子橋	1.5	1.2	2.7
勝間田川	港橋	2.5	3.2	5.7
太田川	二瀬(西)橋	<1.0	1.2	2.2
	豊浜橋	<1.0	1.2	2.2
原野谷川	二瀬(東)橋	1.2	1.5	2.7
仿僧川	東橋	<1.0	2.0	3.0
敷地川	向笠2号橋	<1.0	1.4	2.4
逆 川	鞍下橋	<1.0	<1.0	<2.0
	曙橋	<1.0	1.4	2.4
報告下限値		1.0	1.0	2.0
水環境における指針値		－	－	50
水環境における指針値超過/検体数		－	－	0/33

Ⅶ 自動車騒音の状況

1 自動車騒音の常時監視

自動車騒音の常時監視は、騒音規制法第 18 条に基づき、従来から県及び騒音規制法政令市（政令指定都市・中核市・特例市）が実施しているが、平成 24 年度からは、第 2 次一括法による法定移譲により、全市で実施している。

平成 15 年度からは、従来実施してきた騒音の実測による測定点での評価に加え、面的評価（一定の区間ごとに道路沿道（50m 以内）に立地する全ての住居等の騒音レベルを推計し、環境基準値を超過する戸数及び割合で評価）を実施している。

令和 7 年度に実施した調査の状況は、表Ⅶ－1 のとおりである。

表Ⅶ－1 評価の実施状況

区分		実施主体 県	政令指定都市		施行時特例市		その他の市	計
			静岡市	浜松市	沼津市	富士市		
面的評価	評価区間延長 (km)	192.5	344.2	432.0	122.3	196.6	1,183.8	2,471.4
騒音測定地点 における評価	測定地点数	6	4	4	5	9	62	90

2 道路に面する地域の環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として定められた騒音に係る環境基準のうち、道路交通騒音が支配的な音源である地域については、一般地域とは異なる地域区分がされており、それぞれ以下のとおり環境基準が定められている。

表Ⅶ－2－(1) 道路に面する地域における基準値（幹線道路近接空間を除く。）

地域の区分	基準値	
	昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（注）車線とは、1 縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう

表Ⅶ－2－(2) 幹線道路近接空間（幹線交通を担う道路に近接する空間）における基準値

基準値	
昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。	

（注）幹線道路近接空間とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る）及び自動車専用道路のうち、次の範囲をいう。

2車線以下 : 道路端から15メートル
2車線を超える: 道路端から20メートル
(注) 基準値を示す指標は、等価騒音レベル (L_{Aeq} 、単位デシベル(dB)) である。

表Ⅶ－２－(3) 地域の区分

地域の類型	該 当 地 域
A	騒音規制法に基づく第1種区域並びに騒音規制法に基づく第2種区域のうち第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	騒音規制法に基づく第2種区域のうちAの地域の類型を当てはめる地域以外の地域
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域

3 自動車騒音の常時監視結果

(1) 面的評価

今回評価の対象とした道路(総延長2,471.4km)に面する地域の住居等(258,430戸)の環境基準達成状況は、昼間(午前6時～午後10時)、夜間(午後10時～午前6時)ともに達成したのは255,207戸(98.8%)であり、昼間のみ達成は1,445戸(0.6%)、夜間のみ達成は681戸(0.3%)であった。

表Ⅶ－３ 自動車騒音の常時監視結果 (面的評価)

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況(戸)				達成状況(%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
1	新東名高速道路	静岡市	10.7	76	76	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
2	新東名高速道路	浜松市	13.1	355	355	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
3	新東名高速道路	沼津市	8.3	1	1	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
4	新東名高速道路	富士宮市	2.9	20	20	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
5	新東名高速道路	島田市	3.6	76	76	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
6	新東名高速道路	富士市	19.0	324	322	2	0	0	99.4	0.6	0.0	0.0
7	新東名高速道路	磐田市	4.1	43	43	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
8	新東名高速道路	掛川市	5.0	26	26	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
9	新東名高速道路	藤枝市	7.2	128	128	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
10	新東名高速道路	御殿場市	1.3	11	2	5	0	4	18.2	45.5	0.0	36.4
11	新東名高速道路	裾野市	1.5	15	15	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
12	新東名高速道路	長泉町	2.1	14	14	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
13	新東名高速道路	森町	6.6	50	50	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
14	新東名高速道路 (連絡道)	静岡市	2.7	31	31	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
15	新東名高速道路 (連絡道)	浜松市	8.6	20	20	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
16	東名高速道路	静岡市	26.3	4,776	4,755	7	3	11	99.6	0.1	0.1	0.2
17	東名高速道路	浜松市	29.5	2,311	2,246	0	11	54	97.2	0.0	0.5	2.3
18	東名高速道路	沼津市	4.5	54	51	2	0	1	94.4	3.7	0.0	1.9
19	東名高速道路	島田市	0.4	38	38	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
20	東名高速道路	富士市	18.6	2,232	2,199	0	13	20	98.5	0.0	0.6	0.9
21	東名高速道路	磐田市	6.9	177	175	2	0	0	98.9	1.1	0.0	0.0
22	東名高速道路	焼津市	11.4	959	947	0	0	12	98.7	0.0	0.0	1.3
23	東名高速道路	掛川市	9.2	805	804	1	0	0	99.9	0.1	0.0	0.0
24	東名高速道路	藤枝市	2.2	96	96	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
25	東名高速道路	御殿場市	11.8	832	824	1	0	7	99.0	0.1	0.0	0.8
26	東名高速道路	袋井市	6.9	317	317	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
27	東名高速道路	裾野市	3.7	396	357	20	0	19	90.2	5.1	0.0	4.8
28	東名高速道路	菊川市	3.1	325	325	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
29	東名高速道路	牧之原市	5.1	106	99	3	0	1	93.4	2.8	0.0	0.9

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
30	東名高速道路	長泉町	2.3	10	10	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
31	東名高速道路	小山町	8.2	185	181	3	0	1	97.8	1.6	0.0	0.5
32	東名高速道路	吉田町	2.5	88	88	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
33	一般国道 1 号	静岡市	35.9	6,368	5,993	103	81	191	94.1	1.6	1.3	3.0
34	一般国道 1 号	浜松市	0.5	3	3	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
35	一般国道 1 号	沼津市	12.6	1,459	1,202	237	0	20	82.4	16.2	0.0	1.4
36	一般国道 1 号	三島市	13.8	1,049	964	53	0	32	91.9	5.1	0.0	3.1
37	一般国道 1 号	富士市	12.1	484	266	109	0	109	55.0	22.5	0.0	22.5
38	一般国道 1 号	藤枝市	5.6	93	92	1	0	0	98.9	1.1	0.0	0.0
39	一般国道 1 号	函南町	4.2	2	2	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
40	一般国道 1 号	清水町	2.1	365	339	20	0	6	92.9	5.5	0.0	1.6
41	一般国道 1 号	長泉町	0.5	121	121	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
42	一般国道 1 号 (静岡 BP)	静岡市	19.5	3,858	3,767	71	2	18	97.6	1.8	0.1	0.5
43	一般国道 1 号 (浜松 BP)	浜松市	15.3	818	728	86	0	4	89.0	10.5	0.0	0.5
44	一般国道 1 号 (浜名 BP)	浜松市	1.7	7	7	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
45	一般国道 1 号 (藤枝 BP)	島田市	1.9	28	28	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
46	一般国道 1 号 (藤枝 BP)	藤枝市	6.0	323	317	6	0	0	98.1	1.9	0.0	0.0
47	一般国道 1 号 (島田金谷 BP)	島田市	8.0	295	292	2	0	1	99.0	0.7	0.0	0.3
48	一般国道 1 号 (袋井 BP)	磐田市	1.3	1	0	0	0	1	0.0	0.0	0.0	100.0
49	一般国道 1 号 (袋井 BP)	掛川市	1.9	125	116	5	2	2	92.8	4.0	1.6	1.6
50	一般国道 1 号 (袋井 BP)	袋井市	6.6	548	493	26	0	29	90.0	4.7	0.0	5.3
51	一般国道 1 号 (磐田 BP)	磐田市	7.9	619	586	8	0	25	94.7	1.3	0.0	4.0
52	一般国道 1 号 (日坂 BP)	掛川市	6.1	28	25	3	0	0	89.3	10.7	0.0	0.0
53	一般国道 1 号 (掛川 BP)	掛川市	7.3	671	667	0	0	4	99.4	0.0	0.0	0.6
54	一般国道 1 号 (潮見 BP)	湖西市	4.8	46	45	1	0	0	97.8	2.2	0.0	0.0
55	一般国道 1 号 (伊豆縦貫道)	三島市	9.6	293	292	1	0	0	99.7	0.3	0.0	0.0
56	一般国道 1 号 (伊豆縦貫道)	函南町	2.2	435	435	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
57	一般国道 1 号 (伊豆縦貫道)	長泉町	3.5	190	172	2	0	16	90.5	1.1	0.0	8.4
58	一般国道 42 号	湖西市	5.3	91	90	1	0	0	98.9	1.1	0.0	0.0
59	一般国道 52 号	静岡市	14.3	1,135	1,101	0	25	9	97.0	0.0	2.2	0.8
60	一般国道 135 号	熱海市	15.7	3,486	3,319	0	167	0	95.2	0.0	4.8	0.0
61	一般国道 135 号	伊東市	33.5	3,029	3,029	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
62	一般国道 135 号	下田市	8.9	500	500	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
63	一般国道 135 号	東伊豆町	12.2	1,261	1,261	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
64	一般国道 135 号	河津町	9.4	231	231	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
65	一般国道 136 号	三島市	3.4	488	409	6	0	73	83.8	1.2	0.0	15.0
66	一般国道 136 号	下田市	5.8	535	535	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
67	一般国道 136 号	伊豆市	11.1	670	670	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
68	一般国道 136 号	伊豆の国市	13.8	1,474	1,471	0	0	3	99.8	0.0	0.0	0.2
69	一般国道 136 号	南伊豆町	4.7	227	227	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
70	一般国道 136 号	松崎町	2.1	173	173	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
71	一般国道 136 号	西伊豆町	9.5	449	449	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
72	一般国道 136 号	函南町	3.8	239	215	4	0	20	90.0	1.7	0.0	8.4
73	一般国道 138 号	御殿場市	5.8	586	586	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
74	一般国道 138 号	小山町	5.8	64	64	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
75	一般国道 138 号 (東富士五湖道)	小山町	3.5	25	25	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
76	一般国道 139 号	富士宮市	27.1	857	772	60	0	25	90.1	7.0	0.0	2.9
77	一般国道 139 号	富士市	5.9	673	659	10	0	4	97.9	1.5	0.0	0.6
78	一般国道 139 号 (西富士道路)	富士宮市	0.7	115	115	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
79	一般国道 139 号 (西富士道路)	富士市	6.1	418	418	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
80	一般国道 149 号	静岡市	2.7	1,005	921	0	49	35	91.6	0.0	4.9	3.5
81	一般国道 150 号	静岡市	20.6	1,686	1,659	0	25	2	98.4	0.0	1.5	0.1
82	一般国道 150 号	浜松市	9.4	1,321	1,318	3	0	0	99.8	0.2	0.0	0.0
83	一般国道 150 号	磐田市	15.1	800	786	6	0	8	98.3	0.8	0.0	1.0
84	一般国道 150 号	焼津市	15.6	1,390	1,388	2	0	0	99.9	0.1	0.0	0.0
85	一般国道 150 号	掛川市	10.9	102	102	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
86	一般国道 150 号	袋井市	5.3	290	264	26	0	0	91.0	9.0	0.0	0.0
87	一般国道 150 号	御前崎市	9.8	166	166	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
88	一般国道 150 号	牧之原市	20.1	997	959	0	25	13	96.2	0.0	2.5	1.3
89	一般国道 150 号	吉田町	5.2	333	332	1	0	0	99.7	0.3	0.0	0.0
90	一般国道 152 号	浜松市	43.6	4,538	4,536	0	2	0	100.0	0.0	0.0	0.0
91	一般国道 246 号	沼津市	2.7	293	223	32	0	38	76.1	10.9	0.0	13.0
92	一般国道 246 号	御殿場市	13.6	525	421	71	0	33	80.2	13.5	0.0	6.3
93	一般国道 246 号	裾野市	7.7	777	722	23	0	28	92.9	3.0	0.0	3.6
94	一般国道 246 号	長泉町	3.0	357	245	108	0	4	68.6	30.3	0.0	1.1
95	一般国道 246 号	小山町	5.9	171	171	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
96	一般国道 257 号	浜松市	29.2	6,825	6,820	0	0	5	99.9	0.0	0.0	0.1
97	一般国道 301 号	浜松市	6.2	849	849	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
98	一般国道 301 号	湖西市	17.5	1,670	1,669	0	1	0	99.9	0.0	0.1	0.0
99	一般国道 362 号	静岡市	14.7	2,855	2,799	0	54	2	98.0	0.0	1.9	0.1
100	一般国道 362 号	浜松市	27.3	1,405	1,394	0	0	11	99.2	0.0	0.0	0.8
101	一般国道 362 号	川根本町	14.8	450	450	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
102	一般国道 414 号	沼津市	12.3	2,841	2,782	59	0	0	97.9	2.1	0.0	0.0
103	一般国道 414 号	下田市	6.9	633	633	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
104	一般国道 414 号	伊豆市	4.4	269	269	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
105	一般国道 414 号	伊豆の国市	5.5	584	584	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
106	一般国道 414 号 (伊豆縦貫道)	伊豆市	2.4	11	11	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
107	一般国道 469 号	富士宮市	3.2	131	131	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
108	一般国道 469 号	富士市	11.1	30	25	4	0	1	83.3	13.3	0.0	3.3
109	一般国道 469 号	御殿場市	5.2	561	558	3	0	0	99.5	0.5	0.0	0.0
110	一般国道 469 号	裾野市	1.9	84	84	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
111	一般国道 473 号	島田市	14.3	828	828	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
112	一般国道 473 号	菊川市	7.0	56	56	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
113	一般国道 473 号	牧之原市	19.3	564	564	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
114	県道	静岡市	173.6	34,978	34,794	7	112	65	99.5	0.0	0.3	0.2
115	県道	浜松市	197.5	21,544	21,458	12	34	40	99.6	0.1	0.2	0.2
116	県道	沼津市	81.9	14,920	14,721	176	1	22	98.7	1.2	0.0	0.1
117	県道	熱海市	3.9	1,319	1,306	0	8	5	99.0	0.0	0.6	0.4
118	県道	三島市	26.8	6,772	6,772	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
119	県道	富士宮市	49.5	5,638	5,616	7	7	8	99.6	0.1	0.1	0.1
120	県道	伊東市	47.8	3,666	3,666	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
121	県道	島田市	45.1	4,685	4,684	1	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
122	県道	富士市	117.9	13,437	13,308	78	0	51	99.0	0.6	0.0	0.4
123	県道	磐田市	88.9	7,477	7,467	0	9	1	99.9	0.0	0.1	0.0
124	県道	焼津市	48.9	6,702	6,702	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
125	県道	掛川市	85.3	5,497	5,497	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
126	県道	藤枝市	36.1	5,319	5,315	3	0	1	99.9	0.1	0.0	0.0
127	県道	御殿場市	24.1	3,517	3,517	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
128	県道	袋井市	72.1	5,620	5,618	0	2	0	100.0	0.0	0.0	0.0
129	県道	裾野市	15.3	2,164	2,140	8	14	2	98.9	0.4	0.6	0.1
130	県道	湖西市	31.4	2,319	2,294	0	2	23	98.9	0.0	0.1	1.0
131	県道	伊豆市	19.4	807	807	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
132	県道	御前崎市	20.6	1,636	1,636	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
133	県道	菊川市	26.9	2,323	2,265	0	55	3	97.5	0.0	2.4	0.1

No.	評価対象道路	市町	評価 区間 延長 (km)	評価 対象 戸数	達成状況 (戸)				達成状況 (%)			
					昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過	昼夜 達成	昼のみ 達成	夜のみ 達成	昼夜 超過
134	県道	伊豆の国市	17.3	1,492	1,492	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
135	県道	牧之原市	34.4	1,044	1,043	0	0	1	99.9	0.0	0.0	0.1
136	県道	河津町	5.3	359	359	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
137	県道	松崎町	9.9	144	144	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
138	県道	函南町	13.9	873	837	0	5	31	95.9	0.0	0.6	3.6
139	県道	清水町	10.5	2,480	2,469	7	0	4	99.6	0.3	0.0	0.2
140	県道	長泉町	5.5	1,670	1,627	36	0	7	97.4	2.2	0.0	0.4
141	県道	小山町	7.7	639	635	1	2	1	99.4	0.2	0.3	0.2
142	県道	吉田町	10.2	880	880	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
143	県道	森町	15.4	706	705	0	1	0	99.9	0.0	0.1	0.0
144	市道	静岡市	23.2	8,669	8,658	1	0	10	99.9	0.0	0.0	0.1
145	市道	浜松市	50.1	11,840	11,799	1	31	9	99.7	0.0	0.3	0.1
146	市道	富士宮市	1.0	95	93	2	0	0	97.9	2.1	0.0	0.0
147	市道	富士市	5.9	842	842	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
148	市道	藤枝市	0.9	218	218	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
149	市道	御殿場市	0.6	148	148	0	0	0	100.0	0.0	0.0	0.0
150	焼津駅道原線	焼津市	3.6	611	603	0	8	0	98.7	0.0	1.3	0.0
全体			2471.4	258,430	255,207	1,445	681	1,097	98.8	0.6	0.3	0.4

(注) 1 市の地区の評価については各市調べ。

2 評価対象道路同士の交差点では対象住戸が重複するため、全体は重複箇所を除いた数とする。このため道路種別ごとの合計数と全体では差異がある。

(2) 騒音測定地点における測定結果

環境基準の地域類型が当てはめられている地域において、測定地点（90 地点）における測定値と環境基準値を比較した結果、昼間（午前6時～午後10時）、夜間（午後10時～午前6時）ともに測定値が環境基準値以下であった地点は77 地点（85.6%）であり、昼間のみ環境基準値以下であった地点は4 地点（4.4%）、夜間のみ環境基準値以下であった地点は3 地点（3.3%）であった。

なお、この測定値は個別の住居等へ到達する騒音の状況を示したものではないため、環境基準の達成状況を表すものではない。

表Ⅶ－4 自動車騒音の常時監視結果（騒音測定地点における評価）

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
1	静岡市清水区谷津町	一般国道 52 号	7	71	65
2	静岡市葵区井宮町	井川湖御幸線	4	62	53
3	静岡市清水区天神	清水停車場線	3	67	62
4	静岡市葵区巴町	静岡清水線	4	70	64
5	浜松市中央区小池町	東名高速道路	7	59	53
6	浜松市中央区和田町	中野子安線	5	67	61
7	浜松市中央区住吉	中野町三方原線	3	70	64
8	浜松市中央区呉松町	引佐館山寺線	7	65	56
9	沼津市岡宮	一般国道 1 号	3	70	71
10	沼津市岡一色	一般国道 246 号	4	74	71
11	沼津市下香貫	一般国道 414 号	3	69	67
12	沼津市御幸町	一般国道 414 号	4	69	64
13	沼津市大諏訪	東柏原沼津線	2	67	61
14	熱海市梅園町	熱海函南線	2	69	61
15	熱海市熱海	熱海函南線	2	58	52
16	熱海市春日町	熱海停車場線	4	61	53
17	熱海市下多賀	一般国道 135 号	4	61	56

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
18	熱海市東海岸町	一般国道 135 号	4	69	63
19	熱海市網代	一般国道 135 号	7	71	64
20	熱海市上多賀	一般国道 135 号	3	66	60
21	三島市長伏	清水函南停車場線	5	68	61
22	三島市梅名	清水函南停車場線	2	66	60
23	三島市谷田	三ツ谷谷田線	7	65	57
24	富士宮市根原	一般国道 139 号	7	68	66
25	富士宮市山宮	一般国道 469 号	7	69	61
26	富士宮市上井出	富士白糸滝公園線	7	67	58
27	富士宮市栗倉南町	富士根停車場線	1	65	57
28	伊東市玖須美元和田	一般国道 135 号	7	69	63
29	伊東市宇佐美	一般国道 135 号	3	67	61
30	伊東市荻	伊東修善寺線	7	65	58
31	島田市中溝町	県道 381 号島田岡部線	3	69	63
32	島田市野田	県道 217 号伊久美元島田線	3	65	58
33	富士市宮島	一般国道 1 号	3	75	73
34	富士市蓼原町	市道田子浦伝法線	4	66	63
35	富士市北松野	富士川身延線	3	70	66
36	富士市松岡	富士由比線	3	67	63
37	富士市今泉	富士裾野線	3	68	62
38	富士市中野	富士白糸滝公園線	2	69	63
39	富士市本市場町	富士停車場伝法線	3	63	54
40	富士市本市場町	市道本市場大淵線	4	61	51
41	富士市岩淵	富士由比線	3	72	67
42	磐田市東名	東名高速道路	7	51	48
43	磐田市福田中島	一般国道 150 号	3	71	66
44	磐田市下神増	浜北袋井線	7	67	61
45	磐田市見付	磐田インター線	3	66	60
46	磐田市気子島	磐田竜洋線	7	66	58
47	磐田市老貫地	上野部豊田竜洋線	7	59	50
48	磐田市東新町	磐田掛川線	7	66	59
49	焼津市小土	東名高速道路	3	57	52
50	焼津市大住	大富藤枝線	5	68	59
51	焼津市飯淵	河原大井川港線	3	48	44
52	掛川市和田	掛川大東線	7	69	64
53	掛川市高瀬	掛川大東線	7	68	61
54	掛川市大坂	掛川大東線	4	65	56
55	掛川市山崎	袋井大須賀線	7	67	60
56	掛川市横須賀	相良大須賀線	4	67	60
57	藤枝市水守	島田岡部線	5	67	64
58	藤枝市青木	藤枝停車場線	4	63	56
59	藤枝市下之郷	新東名高速道路	7	57	56
60	御殿場市茱萸沢	一般国道 138 号	7	68	60
61	御殿場市川島田	一般国道 246 号	3	71	67
62	御殿場市東山	一般国道 138 号	7	59	54
63	袋井市延久	浜北袋井線	7	65	58
64	袋井市土橋	一般国道 1 号（袋井 BP）	3	61	55
65	袋井市上山梨	袋井春野線	7	68	62
66	袋井市宇刈	掛川山梨線	7	63	55
67	下田市東本郷	一般国道 414 号	4	64	61
68	裾野市御宿	富士裾野線	3	71	68

No.	測定地点（住所）	道路名	用途地域	昼間 (基準値 70 dB)	夜間 (基準値 65 dB)
69	裾野市深良	三島裾野線	7	68	65
70	裾野市大畑	沼津小山線	7	54	51
71	裾野市富沢	沼津小山線	3	56	54
72	湖西市新居町中之郷	一般国道 301 号	7	70	64
73	湖西市白須賀	一般国道 42 号	7	69	64
74	湖西市古見	一般国道 301 号	3	67	61
75	伊豆市本立野	一般国道 136 号	7	68	57
76	伊豆市熊坂	一般国道 136 号	7	51	46
77	御前崎市門屋	大東相良線	7	62	54
78	菊川市本所	東名高速道路	7	55	54
79	伊豆の国市三福	伊東大仁線	7	67	62
80	伊豆の国市大仁	一般国道 136 号	7	71	64
81	牧之原市細江	細江金谷線	7	63	56
82	牧之原市坂部	吉田大東線	7	65	55
83	牧之原市勝間	榛原金谷線	7	53	44
84	牧之原市勝間	榛原金谷線	7	61	53
85	賀茂郡東伊豆町稲取	一般国道 135 号	7	67	59
86	賀茂郡河津町峰	下佐ヶ野谷津線	3	65	56
87	賀茂郡松崎町江奈	一般国道 136 号	7	67	57
88	賀茂郡松崎町大澤	下田松崎線	7	63	52
89	賀茂郡河津町縄地	一般国道 135 号	7	67	59
90	賀茂郡西伊豆町仁科	一般国道 136 号	7	67	57

(注) 1 基準値及び評価値は、等価騒音レベル (L_{Aeq} 、単位デシベル(dB)) である。

2 用途地域とコード番号の対応は、以下のとおり。

コード番号	用途地域
1	第一種・第二種低層住居専用地域
2	第一種・第二種中高層住居専用地域
3	第一種・第二種住居地域、準住居地域
4	近隣商業地域、商業地域
5	準工業地域、工業地域
6	工業専用地域
7	地域の区分が定められていない地域

3 市の地区の測定値については各市調べ。

Ⅷ 航空機騒音の状況

1 航空機騒音の監視

航空機騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第 16 条第 2 項に基づき、県知事が定めている。県内では、航空自衛隊静浜基地、浜松基地及び富士山静岡空港の周辺地域において定められており、県及び浜松市が航空機騒音の調査を実施している。

令和 7 年度に実施した調査の状況は、表Ⅷ－1 のとおりである。

表Ⅷ－1 調査の実施状況

項目 \ 飛行場	航空自衛隊 静浜基地	航空自衛隊 浜松基地
調 査 頻 度	1 回	2 回
調査地点数	2 地点	2 地点
実 施 機 関	県	浜松市

(注) 測定地点は、各基地について 4 地点を毎年 2 地点ずつ交互に調査を実施。

2 航空機騒音の環境基準

航空機騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表Ⅷ－2－(1) 航空機騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (L_{den})
I	57 以下
II	62 以下

(注) L_{den} は平成 25 年 4 月 1 日から施行された新しい評価指標

表Ⅷ－2－(2) 航空機騒音に係る環境基準の地域の類型の指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に掲げる地域のうち第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
II	別表に掲げる地域のうち I の地域の類型を当てはめる地域以外の地域（工業専用地域、飛行場内及び空港敷地内を除く。）

備考 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、田園住居地域及び工業専用地域は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条の規定により定められた地域をいう。

別表

1	浜松市、磐田市、袋井市及び湖西市の区域のうち別図 1 に表示する地域
2	焼津市の区域のうち別図 2 に表示する地域
3	島田市、牧之原市及び吉田町の区域のうち別図 3 に表示する地域
備考 この表に掲げる市町の区分は、平成 30 年 8 月 31 日における行政区画によって表示されたものとする。	

別図 1、別図 2 及び別図 3（省略）

3 航空機騒音の調査結果

(1) 航空自衛隊静浜基地

静浜基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－3 静浜基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
焼津市下小杉	1	Ⅱ	62	40	○
焼津市下江留	1	Ⅱ	62	41	○

(2) 航空自衛隊浜松基地

浜松基地周辺において測定した結果、2地点全てで環境基準を達成した。

表Ⅷ－4 浜松基地における環境基準の達成状況

調査地点	測定点	地域類型	基準値 (L_{den})	評価値 (L_{den})	達成状況
浜松市中央区佐浜町	1	Ⅱ	62	51	○
浜松市中央区大瀬町	1	Ⅱ	62	50	○

IX 新幹線鉄道騒音の状況

1 新幹線鉄道騒音の監視

新幹線鉄道騒音の環境基準の類型を当てはめる地域は、環境基本法第16条第2項に基づき、県知事が定めている。

県内では、県、静岡市、浜松市及び富士市が、新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和7年度に実施した調査の実施状況は、表IX-1のとおりである。

表IX-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数				
	県	静岡市	浜松市	富士市	合計
25 m	7	11	2	5	25
50 m	7	11	2	5	25

2 新幹線鉄道騒音の環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準は、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準であり、以下のとおり定められている。

表IX-2-(1) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準値

地域の類型	基準値 (dB)
I	70 以下
II	75 以下

(注) 基準値を示す指標は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

表IX-2-(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域のタイプの指定

地域の類型	該 当 地 域
I	別表に規定する区域のうち第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに都市計画区域内の用途地域の定めのない地域
II	別表に規定する区域のうち近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

備考 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条の規定により定められた地域をいう。

別表

静岡県内に敷設された新幹線鉄道の軌道の中心線から両側にそれぞれ400メートル以内の区域（富士川、安倍川、大井川及び天竜川の橋りょうに係る部分については別図1から4までに表示する区域とし、トンネル、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条の規定により定められた工業専用地域、河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区域、地方自治法(昭和22年法律第617号)第252条の19第1項の指定都市市内を含む区域（新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を指定する地域が2以上の市町の区域となる場合を除く。）及び別図5に表示する区域を除く。）
--

別図1から5まで（省略）

3 新幹線鉄道騒音の調査結果

新幹線鉄道沿線地域において測定した結果、軌道から 25 m の調査では 25 地点のうち 14 地点 (56.0 %)、軌道から 50 m の調査では 25 地点のうち 22 地点 (88.0 %) で環境基準を達成した。

表IX－3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況

No.	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	類型	基準値 (dB)	軌道から 12.5m		軌道から 25m		軌道から 50m	
					評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	三島市若松町	上	I	70	—	—	69	○	64	○
2	沼津市西沢田	上	I	70	—	—	69	○	66	○
3	焼津市大栄町	下	I	70	—	—	67	○	66	○
4	藤枝市高柳	上	II	75	—	—	69	○	65	○
5	島田市阪本	下	I	70	—	—	69	○	66	○
6	掛川市長谷	下	II	75	—	—	72	○	68	○
7	磐田市東貝塚	上	I	70	—	—	70	○	69	○
8	静岡県駿河区石部	下	I	70	—	—	72	×	66	○
9	静岡市駿河区鎌田	上	I	70	—	—	73	×	68	○
10	静岡市駿河区曲金	下	I	70	—	—	69	○	65	○
11	静岡市駿河区栗原	上	II	75	—	—	72	○	67	○
12	静岡市清水区中之郷	下	I	70	—	—	68	○	67	○
13	静岡市清水区長崎南町	上	I	70	—	—	71	×	67	○
14	静岡市清水区渋川	下	II	75	—	—	72	○	68	○
15	静岡市清水区袖師町	下	I	70	—	—	69	○	64	○
16	静岡市清水区横砂	上	I	70	—	—	72	×	72	×
17	静岡市清水区谷津町	下	I	70	—	—	71	×	65	○
18	静岡市清水区由比阿僧	下	I	70	—	—	69	○	67	○
19	富士市境	下	I	70	—	—	73	×	71	×
20	富士市江尾*	下	I	70	—	—	75	×	73	×
21	富士市川尻	上	I	70	—	—	71	×	68	○
22	富士市前田	上	II	75	—	—	71	○	69	○
23	富士市宮島	上	I	70	—	—	71	×	66	○
24	浜松市中央区鶴見町	下	I	70	—	—	73	×	69	○
25	浜松市中央区舞阪町	上	I	70	—	—	72	×	69	○

(注) 基準値及び評価値は、列車ごとの最大騒音レベルの平均値 ($L_{A, Smax}$ 、単位デシベル(dB)) である。

*鉄橋部における測定

X 新幹線鉄道振動の状況

1 新幹線鉄道振動の監視

振動については環境基準が設定されてないため、環境庁長官は運輸大臣に対し、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）により、新幹線鉄道振動の指針値による対策を勧告している。

県内では、県及び浜松市が、新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況を確認するために、新幹線鉄道沿線地域において調査を実施している。

令和 7 年度に実施した調査の状況は、表 X-1 のとおりである。

表 X-1 調査の実施状況

軌道中心からの距離	測定地点数		
	県	浜松市	合計
25 m	7	2	9
50 m	7	—	7

2 新幹線鉄道振動の指針値

「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」（昭和 51 年 3 月 12 日環大特第 32 号）において、新幹線鉄道振動の指針値として 70dB が示されている。

3 新幹線鉄道振動の調査結果

令和 7 年度調査において、軌道から 25 m 及び 50 m の調査では全ての地点で指針値に適合した。

表 X-2 新幹線鉄道振動に係る指針値の適合状況

No.	測定地点	地点側の軌道 (上下線別)	指針値 (dB)	軌道から 25m		軌道から 50m	
				評価値 (dB)	適否	評価値 (dB)	適否
1	三島市若松町	上	70	58	○	55	○
2	沼津市西沢田	上	70	64	○	63	○
3	焼津市大栄町	下	70	67	○	58	○
4	藤枝市高柳	上	70	50	○	47	○
5	島田市阪本	下	70	59	○	50	○
6	掛川市長谷	下	70	55	○	51	○
7	磐田市東貝塚	上	70	61	○	51	○
8	浜松市中央区鶴見町	下	70	58	○	—	—
9	浜松市中央区舞阪町	上	70	58	○	—	—

(注) 指針値及び評価値は、列車ごとの最大振動レベルの平均値 (L_{Smax} 、単位デシベル (dB)) である。

令和 7 年度大気汚染及び水質汚濁等の状況

令和 8 年 8 月発行

静岡県くらし・環境部環境局生活環境課

〒420－8601 静岡県静岡市葵区迫手町 9 番 6 号
電話番号 054－221－2253（大気水質班）

この印刷物は、50 部作成し、1 部あたりの印刷経費は 316.8 円です。

印刷用の紙にリサイクルできます。